

2024年度前期・社福国試対策

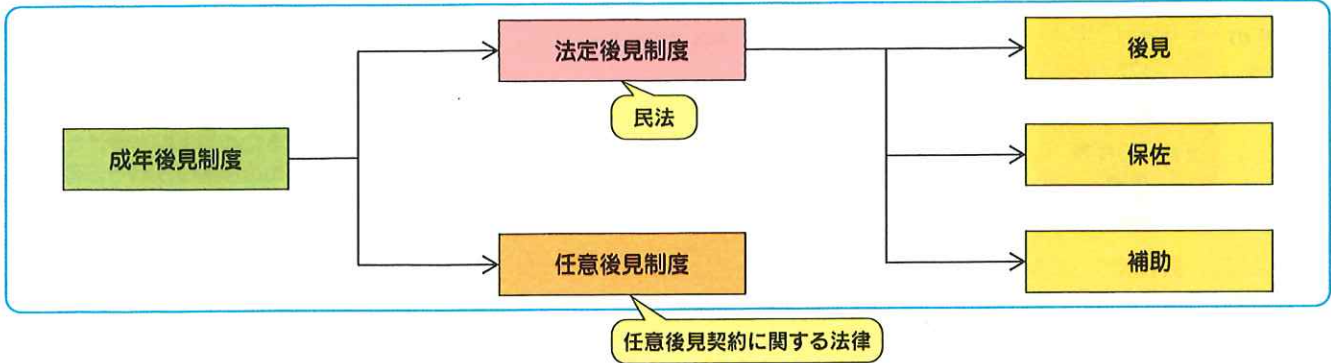
権利擁護を支える法制度

35 成年後見制度

【穴埋めチェック2024】
P.119～P.126参照



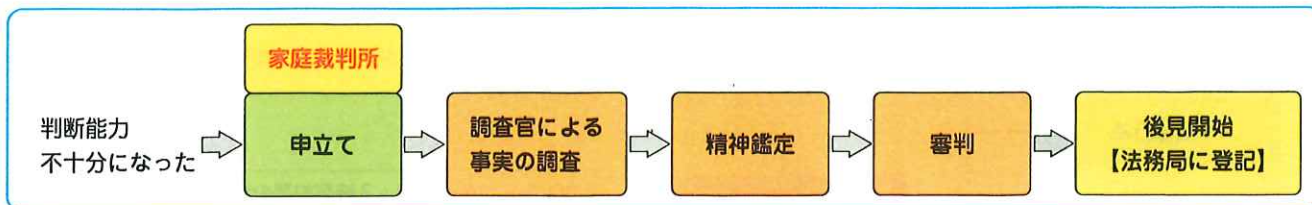
▶ 成年後見制度の分類



▶ 法定後見制度

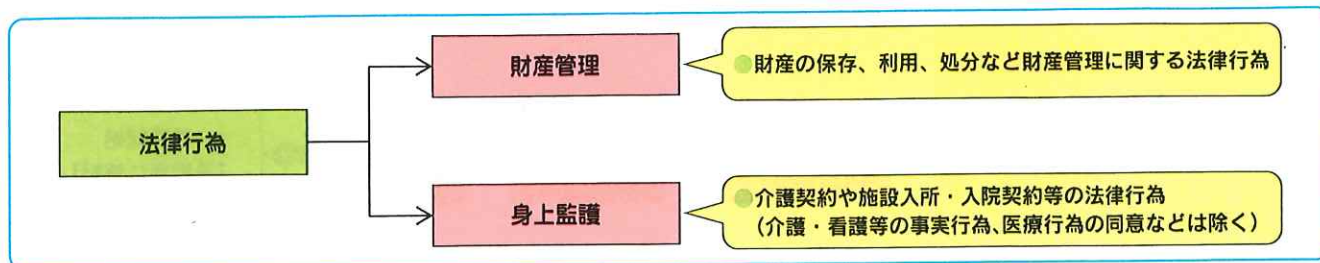
	後 見	保 佐	補 助
対象となる人	判断能力が 欠けている のが通常の人	判断能力が 著しく不十分 な人	判断能力が 不十分 な人
鑑定の要否	原則として必要 (明らかに鑑定が必要のない場合は不要)		原則として診断書等で可
取消権又は同意権の範囲	「日常生活」や「身分行為」に関する行為 以外 の行為の取消権	民法第13条第1項の所定の行為 1. 元本を領収し、又は利用すること 2. 借財又は保証をすること 3. 不動産等に関する権利の得喪 4. 訴訟行為 5. 贈与、和解又は仲裁合意 6. 相続の承認・放棄、遺産の分割 7. 贈与の拒絶、遺贈の放棄等 8. 新築、改築、増築、大修繕 9. 短期貸借借期間を超える貸借 ※上記以外の行為も請求により家庭裁判所の審判を受けることができる	民法第13条第1項の所定の行為の一部
取消権又は同意権を付与する場合の本人の同意	不要		必要
取消権の制限	● 日用品の購入、日常生活に関する行為 に関しては取消権を行使できない		
代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」	
代理権を付与する場合の本人の同意	不要	必要	
代理権の制限	● 身分行為 （結婚・離婚・認知など）は、代理権の対象とならない ● 入院手続きなど医療契約の代理はできるが、 手術など医療行為の同意権はない とされている		

▶ 成年後見制度手続きの流れ



後見開始の審判	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭裁判所は申立て者の請求により、後見開始・保佐開始・補助開始の審判をすることができる（本人以外の者の請求により補助開始の審判をするときは、本人の同意が必要） 	
申立てができる人	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人・配偶者・4親等内の親族、検察官など ※申立権者がみつからない等の場合は、市町村長も可 	
後見人の選任	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭裁判所は、成年後見開始の審判をするときは、職権で成年後見人を選任する（保佐人及び補助人についても同様に職権で選任） ● 成年後見人を選任するには、成年被後見人の心身の状態、生活及び財産の状況、成年後見人となる者の職業及び経歴、利害関係の有無、成年被後見人の意見などを考慮しなければならない 	
後見人になれる人	家族	● 配偶者、子、孫、兄弟姉妹などの親族
	第三者	<ul style="list-style-type: none"> ● (個人) 社会福祉士、弁護士、司法書士など ● (法人) 社会福祉法人、株式会社、社会福祉協議会など
	複数人の選択	● 身上監護を家族後見人、財産管理を第三者後見人が担うなど、複数の後見人を選任して役割分担することもできる
後見人の欠格事由	<ul style="list-style-type: none"> ● 未成年者、家庭裁判所で免ぜられた法定代理人等、破産者、被後見人に対して訴訟をした者、行方の知れない者など 	
後見人の辞任	<ul style="list-style-type: none"> ● 後見人は、正当な事由があるときは、家庭裁判所の許可を得て、その任務を辞することができる 	
後見人の解任	<ul style="list-style-type: none"> ● 後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、後見監督人等の請求により又は職権で解任することができる 	
後見監督人	<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭裁判所は、必要があると認めるときは、本人、その親族もしくは後見人の請求により、又は職権で、後見（保佐、補助）監督人を選任することができる ● 後見監督人又は家庭裁判所は、いつでも、後見人に対し後見の事務や被後見人の財産の状況を調査することができる 	
後見監督人の欠格事由	<ul style="list-style-type: none"> ● 後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、後見監督人となることができない 	
後見監督人の職務	<ul style="list-style-type: none"> ● 後見人の事務を監督すること ● 後見人が欠けた場合に、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求すること ● 急迫の事情がある場合に、必要な処分をすること ● 後見人又はその代表する者と被後見人との利益が相反する行為について被後見人を代表すること 	

▶ 後見人の職務

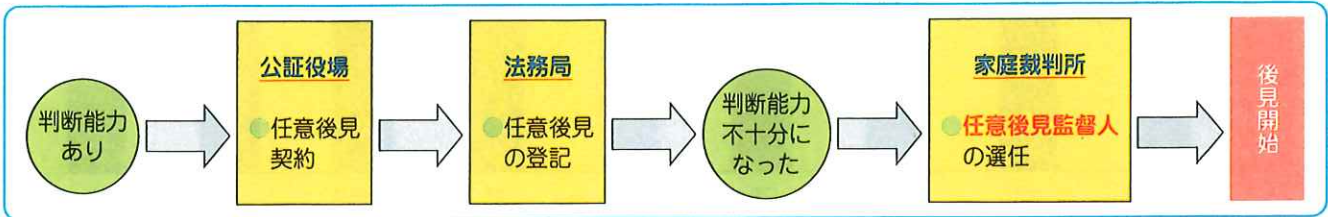


財産の調査及び目録の作成	● 後見人は、遅滞なく被後見人の 財産の調査 に着手し、 1か月以内 に、その調査を終わり、かつ、その 目録を作成 しなければならない
意思の尊重及び身上の配慮	● 成年後見人は、成年被後見人の 生活、療養看護及び財産の管理 に関する事務を行うにあたっては、成年被後見人の 意思を尊重し、心身の状態及び生活の状況に配慮 しなければならない
後見人が数人ある場合の権限の行使等	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年後見人が数人あるときは、家庭裁判所は、職権で、数人の成年後見人が、共同して又は事務を分掌して、その権限を行使すべきことを定めることができる ● 成年後見人が数人あるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる
居住用不動産の処分についての許可	● 成年後見人は、成年被後見人に代わって、その 居住の用の不動産 を処分するには、 家庭裁判所の許可 を得なければならない
郵便物等の管理	● 家庭裁判所 は、 成年後見人の請求 により、信書の送達の事業を行う者に対し、6か月以内の期間を定めて、 成年被後見人に宛てた郵便物等を成年後見人に配達 すべき旨を囑託することができる
死亡後の権限	● 成年被後見人の 遺体の火葬又は埋葬に関する契約 の締結は、 家庭裁判所の許可 を得なければならない
後見人の報酬	● 家庭裁判所 は、後見人及び被後見人の資力その他の事情によって、 被後見人の財産のなかから 、相当な報酬を後見人に与えることができる
利益相反行為	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人と利益が相反する行為については、後見人（保佐人、補助人）は、特別代理人（臨時保佐人、臨時補助人）の選任を家庭裁判所に請求しなければならない ● 家庭裁判所で選任された特別代理人は、審判で定められた範囲内で代理行為を行うことができる
善管注意義務	● 後見人は、 善良な管理者の注意 をもって、事務を処理する義務を負う
後見の事務の監督	● 後見監督人又は家庭裁判所は、 いつでも 、後見人に対し後見の事務の報告もしくは 財産の目録の提出 を求め、又は後見の事務もしくは被後見人の財産の状況を 調査 することができる

▶ 任意後見制度

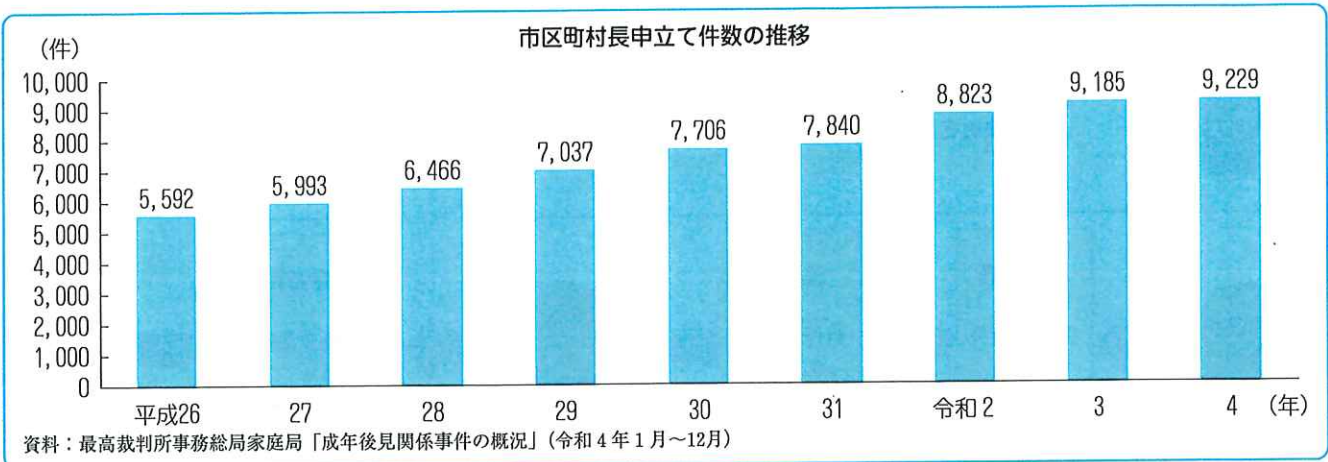


任意後見制度は、『**任意後見契約に関する法律**』で規定されています。認知症などにより判断能力が不十分になったときなどのために、『**事前に**』後見人になってくれる人と後見事務の内容をあらかじめ契約によって決めておく制度です。



任意後見契約	<ul style="list-style-type: none"> 委任者が、受任者に対し、判断能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であって、任意後見監督人が選任されたときからその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう
任意後見契約の方式	<ul style="list-style-type: none"> 任意後見契約は、公証役場で、「公正証書」によってしなければならない
登記	<ul style="list-style-type: none"> 任意後見契約の公正証書が作成されると、公証人の囑託により法務局に登録される
任意後見監督人の選任	<ul style="list-style-type: none"> 本人の事理を弁識する能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、4親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任する
欠格事由	<ul style="list-style-type: none"> 任意後見受任者又は任意後見人の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人となることができない
職務	<ul style="list-style-type: none"> 任意後見人の事務を監督すること 任意後見人の事務に関し、家庭裁判所に定期的に報告をすること 急迫の事情がある場合に、任意後見人の代理権の範囲内において、必要な処分をすること 任意後見人と本人との利益が相反する行為について本人を代表すること
任意後見人の解任	<ul style="list-style-type: none"> 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は検察官の請求により、任意後見人を解任することができる
任意後見契約の解除	<ul style="list-style-type: none"> 任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約を解除することができる 任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見人は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる
法定後見との関係	<ul style="list-style-type: none"> 任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要があると認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる 任意後見監督人が選任された後において本人が後見開始の審判等を受けたときは、任意後見契約は終了する

▶ 成年後見制度の市区町村長申立て



市区町村長申立てに係る根拠法	老人福祉法	●市町村長は、65歳以上の者につき、福祉を図るために必要がある場合は、後見、保佐及び補助の審判の請求をすることができる
	知的障害者福祉法	●市町村長は、知的障害者につき、福祉を図るために必要がある場合は、後見、保佐及び補助の審判の請求をすることができる
	精神保健福祉法	●市町村長は、精神障害者につき、福祉を図るために必要がある場合は、後見、保佐及び補助の審判の請求をすることができる

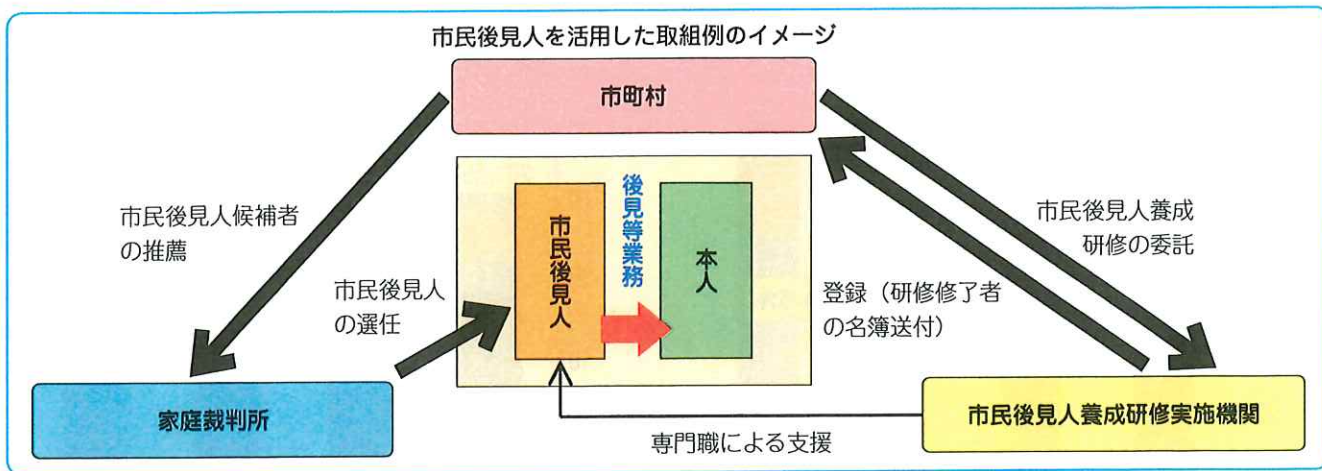
▶ 後見登記制度

登記制度	●「法務局」に登記される
登記の流れ	●後見開始の審判により開始する後見などは裁判所書記官の囑託により、任意後見契約は公証人の囑託により登記される
登記事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ●本人、法定後見人の住所・氏名、法定後見人の権限の範囲、任意後見契約の内容など、登記所に登記されている事項を証明するもの ●申立ができるのは、本人、配偶者、4親等内の親族など ●成年被後見人として登記されていない者は、登記されていないことの証明書の交付を受けることができる

▶ 成年後見制度利用支援事業

事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ●権利擁護を図るために、成年後見制度の利用が有効にもかかわらず、利用が困難な人に対し制度の利用を支援する制度 ●介護保険法では、地域支援事業の任意事業として、障害者総合支援法では、地域生活支援事業の必須事業として実施している
利用対象者	●認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者で、成年後見制度の必要経費の助成を受けなければ制度の利用が困難な人
補助の対象	<ul style="list-style-type: none"> ●申立費用（登記印紙代、鑑定費用など）、後見人などの報酬の助成 ●パンフレットの作成・配布、説明会の開催など

▶ 市民後見人



市民後見人		<ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士や司法書士などの資格はもたないものの社会貢献への意欲や倫理観が高い一般市民のなかから、成年後見に関する一定の知識・態度を身につけた良質の第三者後見人等の候補者 ● 成年後見人等に就任すべき親族がおらず、本人に多額の財産がなく紛争性もない場合について、本人と同じ地域に居住する市民が、地域のネットワークを利用した地域密着型の事務を行う ● 市民後見人の養成者数は1万6923人、成年後見人等として選任されている市民後見人数は1541人(2020(令和2)年4月1日時点)
体制整備	老人福祉法	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、成年後見の審判の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない
	障害者総合支援法	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村地域生活支援事業の必須事業として、市民後見人等の人材育成・活用を図るための研修事業が含まれる

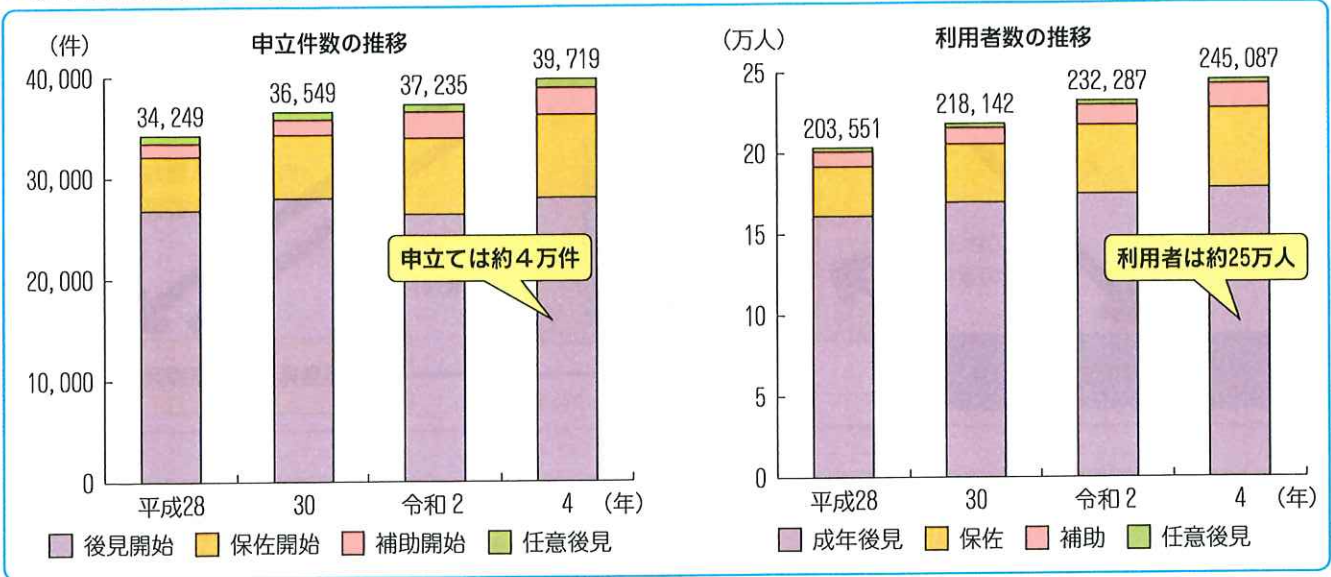
▶ 成年後見制度の利用の促進に関する法律

2016(平成28)年4月公布

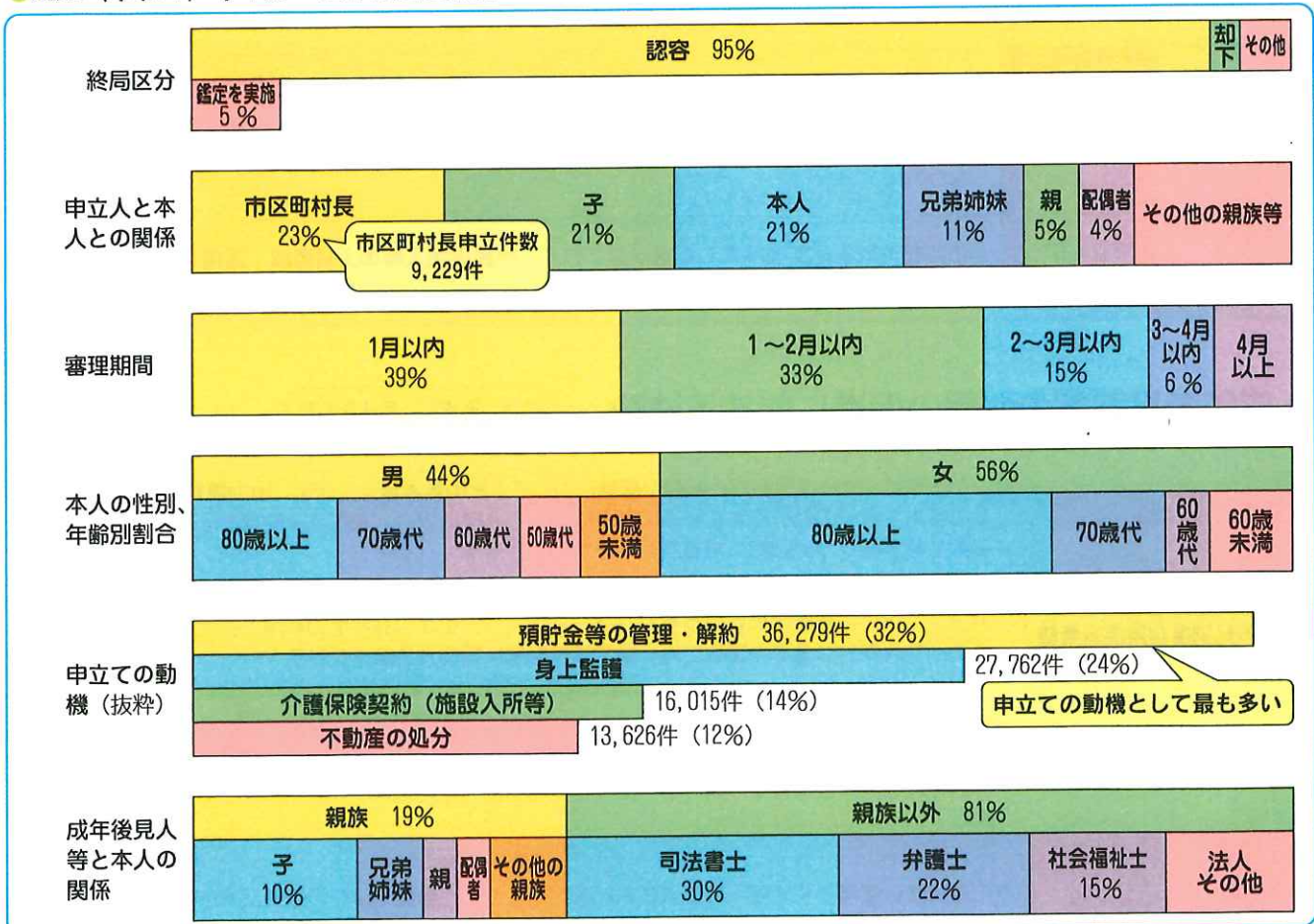
目的	<ul style="list-style-type: none"> ● この法律は、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする
成年後見制度利用促進会議	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設ける
基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ● 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を定めなければならない ● 計画の対象期間は概ね5年間(第二期成年後見制度利用促進基本計画:2022(令和4)年3月閣議決定)
市町村の講ずる措置	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努める

▶ 成年後見制度関係事件の概況

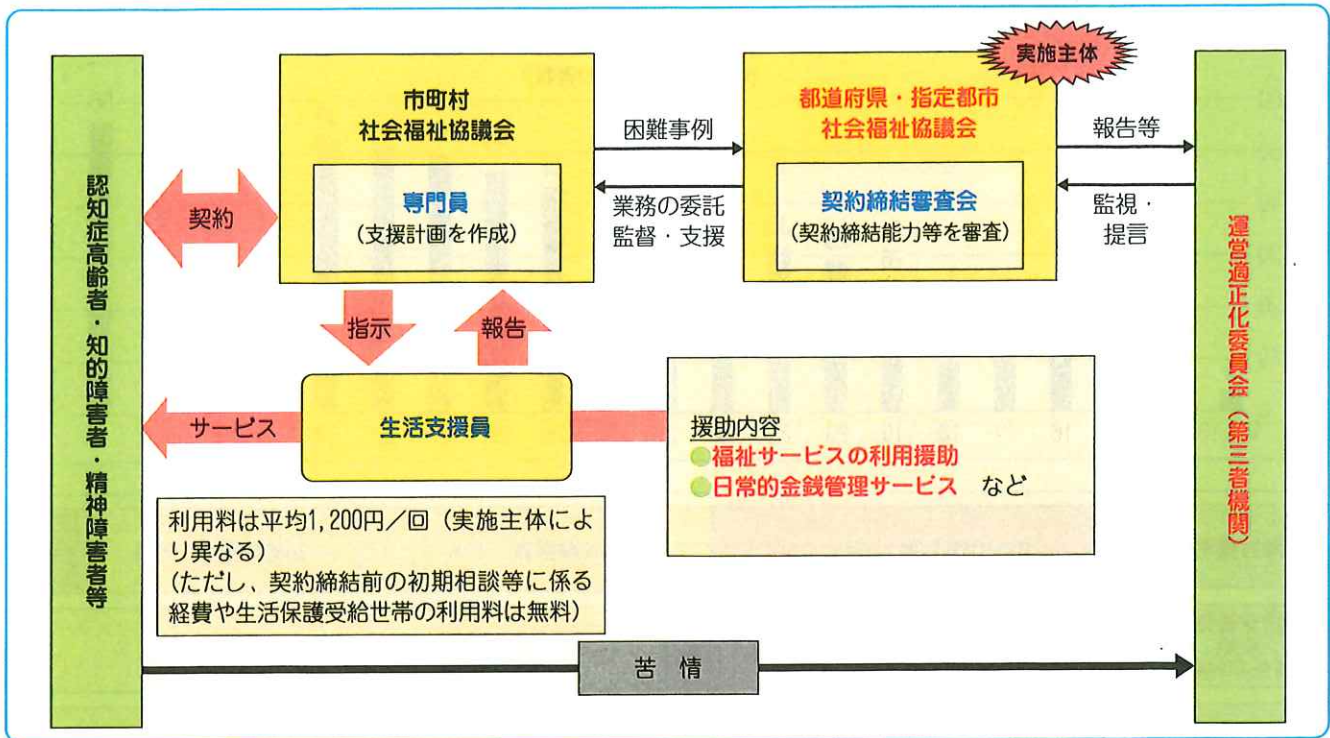
● 成年後見制度の申立件数と利用者数の推移



● 2022 (令和4) 年1月~12月の処理状況

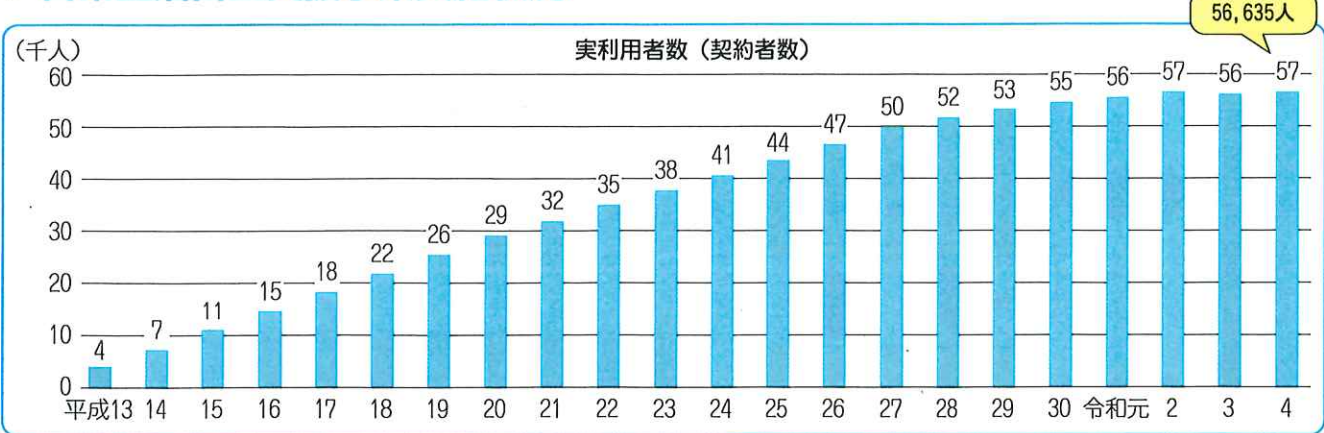


36 日常生活自立支援事業



事業名	● 第二種社会福祉事業に規定された「福祉サービス利用援助事業」、福祉サービス利用援助事業の従事者の資質の向上のための事業、普及・啓発事業などを総称して「日常生活自立支援事業」という	
利用対象者	● 認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等で、判断能力が 不十分 な人 (本事業の契約内容が判断できる能力が必要)	
実施体制等	生活支援員	● 支援計画に基づき援助する
	専門員	● 支援計画の作成や契約締結の業務、生活支援員の指導等を行う ● 原則として、社会福祉士・精神保健福祉士などから任用される
	契約締結審査会	● 利用希望者の 契約締結能力 について、専門的な見地から 審査 し、確認する
	運営適正化委員会	● 事業の実施状況の定期的報告を受け、必要に応じ勧告を行う等、事業の監視、提言をする
援助内容	福祉サービスの利用援助	● 福祉サービスの利用に関する援助 ● 福祉サービスの利用に関する 苦情解決制度の利用援助 ● 住宅改造、居住家屋の賃借、 日常生活上の消費契約、行政手続き (住民票の届出等)に関する援助など
	日常的金銭管理など	● 預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続きなど ● 定期的な訪問による生活変化の察知
	援助の方法	● 原則として、情報提供、助言、契約手続、利用手続等の同行又は代行によって行う
利用にあたって	● 入院・入所 した場合でも、日常生活自立支援事業を利用することができる ● 一定の要件を満たせば、成年後見制度と日常生活自立支援事業とを 併用 することができる	

▶ 日常生活自立支援事業実施状況



障害種別	認知症高齢者 39%	精神障害者 31%	知的障害者 25%	その他
生活保護費の受給（新規契約者）	生活保護受給者 43%			
新規契約締結者の住居	自宅 79%		施設・病院・グループホーム 21%	

▶ 運営適正化委員苦情受付状況



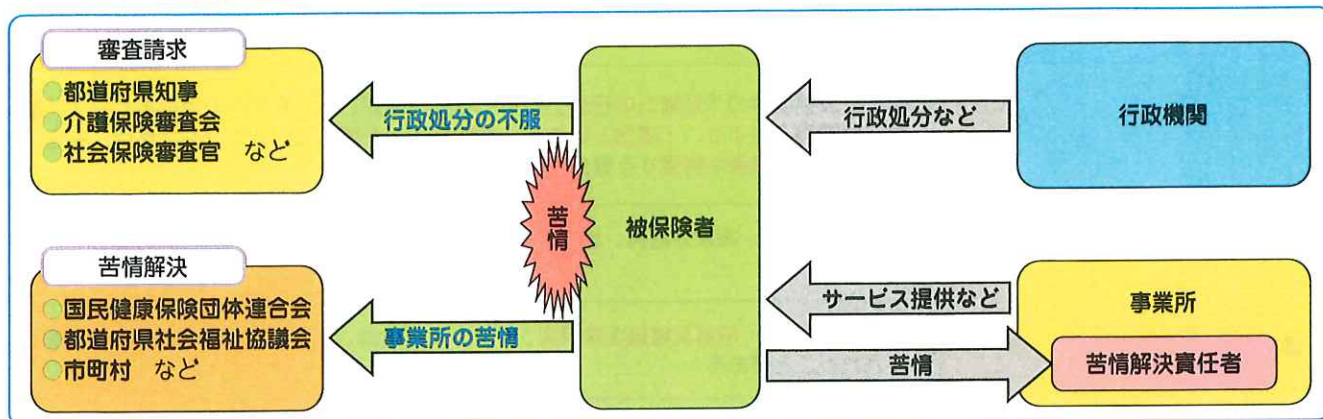
サービス分野別受付件数の割合	障害者 51%	高齢者 17%	児童 11%	その他			
生活保護費の受給（新規契約者）	電話 86%			電子メール 8%	その他		
苦情申出人の属性	利用者 58%		家族 32%		その他		
苦情の種類	職員の接遇 36%	サービスの質や量 18%	説明・情報提供 9%	権利侵害 7%	被害・損害 6%	利用料 3%	その他

▶ 成年後見制度・日常生活自立支援事業の比較

	成年後見制度	日常生活自立支援事業		
法律	● 民法	● 社会福祉法		
管轄	● 法務省	● 厚生労働省		
機関	● 家庭裁判所	● 都道府県・指定都市社会福祉協議会		
対象者	● 認知症高齢者・知的障害者・精神障害者 ● 後見＝判断能力を欠く常況にある者 ● 保佐＝判断能力が著しく不十分な者 ● 補助＝判断能力が不十分な者	● 判断能力が不十分な者		
手続き	● 家庭裁判所に申立て (本人・配偶者・4親等内の親族・検察官・市町村長) ※本人の同意(後見・保佐は不要、補助は必要)	● 社会福祉協議会に相談・申込 (本人、家族、関係者・機関等) ※本人と社会福祉協議会との契約		
意思能力の確認・審査や鑑定・診断	● 医師の鑑定書・診断書を家庭裁判所に提出	● 「契約締結判定ガイドライン」により確認困難な場合は「契約締結審査会」で審査		
援助の方法	● 家庭裁判所による援助内容の決定	● 本人と社会福祉協議会による援助内容の決定		
援助者	● 後見人、保佐人、補助人、任意後見人	● 専門員、生活支援員		
援助の種類	● 財産管理・身上監護に関する法律行為 (財産管理、遺産分割協議、介護保険サービス契約、身上監護等に関する法律行為)	● 福祉サービスの利用援助 ● 日常的な金銭管理 ● 書類等の預かり		
	<table border="1"> <tr> <td>同意権・取消権</td> <td>● 補助＝家庭裁判所が定める特定の法律行為 ● 保佐＝民法第13条第1項の所定の行為 ● 後見＝日常生活に関する行為以外の行為</td> </tr> <tr> <td>代理権</td> <td>● 補助・保佐は申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為 ● 後見は、財産に関するすべての法律行為</td> </tr> </table>		同意権・取消権	● 補助＝家庭裁判所が定める特定の法律行為 ● 保佐＝民法第13条第1項の所定の行為 ● 後見＝日常生活に関する行為以外の行為
同意権・取消権	● 補助＝家庭裁判所が定める特定の法律行為 ● 保佐＝民法第13条第1項の所定の行為 ● 後見＝日常生活に関する行為以外の行為			
代理権	● 補助・保佐は申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為 ● 後見は、財産に関するすべての法律行為			
費用	● 本人の財産から支弁	● 社会福祉事業として、契約締結までの費用は公費負担。契約締結後の援助は利用者負担		
費用の減免・助成	● 成年後見制度利用支援事業等	● 生活保護利用者は公費補助		
両制度の併用	● 本人に契約能力がある場合は、成年後見制度を利用していても日常生活自立支援事業の利用ができる ● 本人に契約能力がない場合、後見人等との間で利用契約の締結ができる(補助、保佐は代理権をもつ場合)			

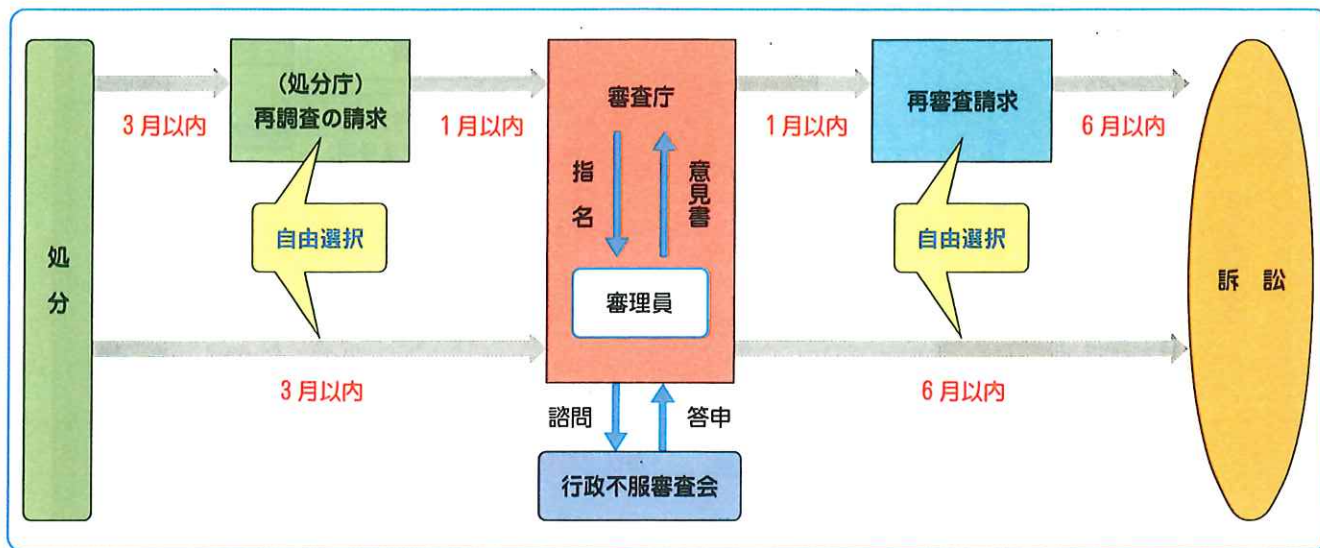
61 審査請求と苦情処理

▶ 不服・苦情申立てのイメージ



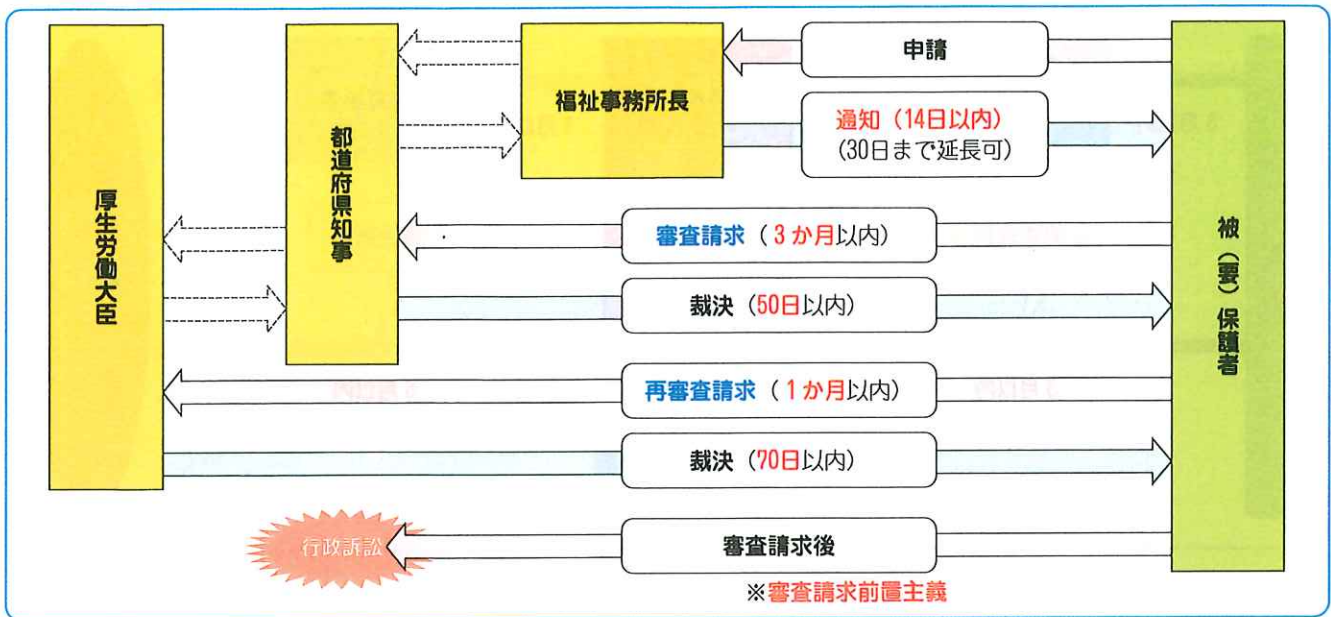
	申立て先	申立て内容
審査請求	社会保険審査官	●年金、健康保険の被保険者の資格に関する処分、給付に関する処分など
	国民健康保険審査会	●国民健康保険の保険給付や保険料についての処分など
	雇用保険審査官	●雇用保険の給付の支給・不支給の決定処分など
	労働者災害補償保険審査官	●労災保険の給付の支給・不支給の決定処分など
	介護保険審査会	●介護保険の要介護認定、保険給付、保険料などに対する不服など
	都道府県知事 障害者介護給付費等不服審査会	●生活保護、その他市町村長（福祉事務所長）がした処分など ●障害者総合支援法の障害支援区分、サービス種類・支給量・利用者負担等に対する処分など
審査請求期間		●処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内
審査請求前置主義		●社会保険や障害者総合支援法などの給付費等に係る処分の取消しを求める訴訟は、原則として審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起できない
サービスへの苦情	介護サービス苦情処理委員会	●「国民健康保険団体連合会」に設置され、介護サービス事業者に対する苦情を受けつける
	運営適正化委員会	●「都道府県社会福祉協議会」に設置され、福祉サービスに関する苦情を受けつける
	市町村	●保険者、実施主体として利用者からの苦情を受けつける

▶ 行政不服審査法



目的	● 行政庁の違法又は不当な処分に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図る	
不服申立ての種類	● 審査請求が原則	
	再調査の請求	● 個別法に特別の定めがある場合に限り、審査請求の前に処分庁に対して再調査の請求をすることができる
審査請求先	● 処分庁の最上級行政庁（例：大臣、都道府県知事、市町村長等） ● 処分庁に上級行政庁がない場合には、処分庁	
申立て期間	審査請求	● 処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内 （※再調査の請求の決定を経た後に審査請求をする場合は1月以内）
	再審査請求	● 審査請求についての裁決があったことを知った日の翌日から起算して1月以内
審査請求の方式	● 審査請求は、原則として、審査請求書を提出して行う ● 他の法律又は条例で口頭で審査請求をすることを認めている場合は、口頭で行うことも可能	
審理員	● 審査請求をされた行政庁（審査庁）は、原則、審査庁に所属する職員の中から審査手続を行う者（審理員）を指名する ● 審査請求に係る処分に関与した者などは審理員になることができない	
行政不服審査会	● 審査庁が審理員意見書の提出を受けたときは、一定の場合を除き、審査庁は、行政不服審査会に諮問しなければならない ● 行政不服審査会は、裁決の客観性や公正性を高めるため、第三者の立場から、審理員が行った審理手続の適正性や審査庁の判断の適否を審査する	
審査請求についての裁決	● 審査庁は、次のいずれかの裁決をする	
	却下	● 審査請求が期間経過後にされたものである場合その他不合法である場合
	棄却	● 審査請求は適法にされたが、本案審理の結果、審査請求に理由がない場合
	認容	● 審査請求が適法にされ、かつ、これに理由がある場合

▶生活保護の不服申立ての概要



申請	<ul style="list-style-type: none"> ●保護開始の申請があった場合、「14日以内」に、保護の要否・種類・程度及び方法を決定し、申請者に対して「書面」で通知しなければならない ●特別な理由がある場合には、「30日」まで延ばすことができる。30日以内に通知がないときは、申請が却下されたものとみなすことができる
審査請求	<ul style="list-style-type: none"> ●市長又は福祉事務所を設置している町村長の処分に対する審査請求は、都道府県知事に対して行う ●審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から「3か月以内」に行う ●審査請求に対する裁決は、「50日（諮問をする場合は70日）以内」に行わなければならない。50日以内に通知がないときは、審査請求が棄却されたものとみなすことができる
再審査請求	<ul style="list-style-type: none"> ●審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる ●再審査請求は、審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から「1か月以内」に行う ●審査請求に対する裁決は、「70日以内」に行わなければならない。70日以内に通知がないときは、再審査請求が棄却されたものとみなすことができる
審査請求の前置	<ul style="list-style-type: none"> ●処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない
出訴期間	<ul style="list-style-type: none"> ●処分の取消しの訴えは、処分又は裁決のあったことを知った日から6か月以内に提起しなければならない

▶ 国家賠償と損失補償

国家賠償	● 憲法第17条では「何人も、 公務員の不法行為 により、 損害 を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その 賠償 を求めることができる」と規定しており、これを受けて国家賠償法が制定されている	
	公権力の行使にかかわる損害	● 国又は公共団体の「 公権力の行使 」にあたる公務員が、その職務を行うにあたって「 故意又は過失 」により、「 違法 」に他人に 損害を与えた場合は 、国や公共団体は、被害者に対してその 損害を賠償 する責任を負う
		● 「公務員」には、国家公務員、地方公務員の他、公庫や公団などの特殊法人の職員も含まれる
		● 当該公務員に、「 故意又は重大な過失 」があった場合は、国又は公共団体から 求償権 を行使されることがある
	公の営造物の設置・管理にかかわる損害	● 「公の営造物」とは、道路、河川、国公立の学校、港湾、官公庁庁舎、それらの建築物、設備、自動車などをいう
● 「公の営造物」に、 ^{かし} 瑕疵があったために 他人に損害を与えたときは、国又は公共団体は被害者に対し、その損害を賠償する責任を負う ● 設置、管理関係者の 故意・過失の有無に関係ない「無過失責任」 主義をとっている		
相互保証	● 外国で日本人が外国政府に 同様の請求ができる場合は 、その国の外国人も国家賠償法上の請求ができる	
損失補償	● 憲法第29条第3項では「私有財産は、 正当な補償 の下に、これを 公共の福祉 のために用いることができる」と規定している	
	● 公権力の行使が適法であったとしても、それが特定の人に対して財産上の損失を与えた場合は、国又は公共団体はその損失を償わなければならない ● 損失補償は、 適法な 公権力の行使により国民に 損失 を生じた場合に行われる（例：公益上適法に土地を収用する場合など）	

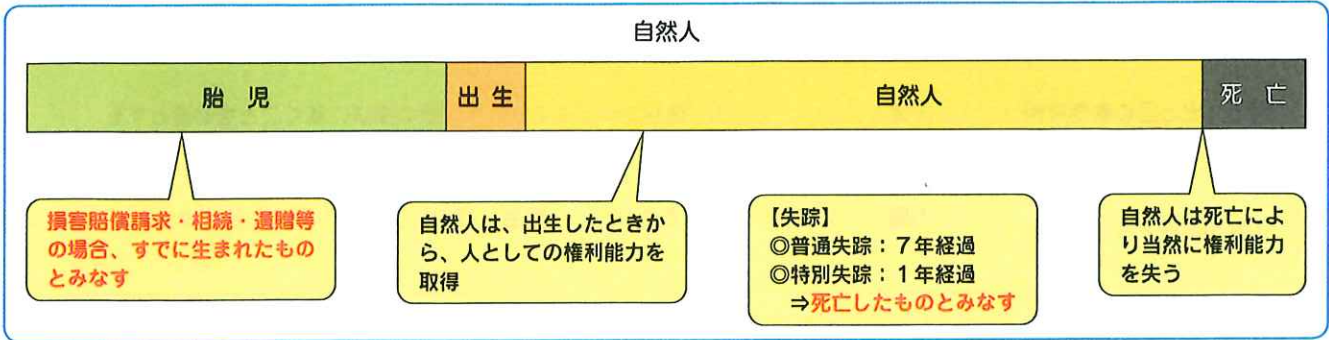
▶ 情報公開法

情報公開法	● 正式名：行政機関の保有する情報の公開に関する法律 ● 「国民主権の理念」にのっとり、行政文書の開示を請求する権利について定めることなどにより、公正で民主的な行政の推進に資することを目的としている		
	開示請求	請求権者	● 日本国民のみならず、 外国人 にも開示請求権が認められている ● 開示請求は、 行政機関の長あて に、書面で行う
		請求対象	● 行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図面及び磁氣的記録など
対象外		● 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数に販売することを目的として発行されるもの、特定歴史公文書など	
情報公開・個人情報保護審査会	● 不服申立てについて調査審議するため、 内閣府 に情報公開・個人情報保護審査会を置く		

59 民法

▶ 権利の主体

権利能力を有するものには、「**自然人**（生存している人間）」と「**法人**」があります。



行為能力	●一人で確定的に、有効な法律行為ができる能力	
	行為能力者	●年齢18歳以上（2022年4月改正）
制限行為能力者	●未成年者、成年被後見人・被保佐人・被補助人	
	取消権	●制限行為能力者がした法律行為は、 取り消す ことができる ●取り消された場合、その行為によって「 現に利益を受けている限度 」において返還義務を負う
代理	●ある行為について、権限を与えられた人が、その権限の範囲内で、本人のためにすることを示して、その法律効果を本人に帰属させること	
	法定代理人	●親権者、未成年後見人、成年後見人など
	任意代理	●本人が自らの意思によって、他人に権限を与える代理
	発生	●代理権限を与えること（制限能力者を選任することも可）
代理権の発生と消滅	消滅	①本人の死亡 ②代理人の死亡、破産、後見開始 ③委任の終了
	●代理権をもっていない者が、勝手に代理行為をすること。本人に法律効果は帰属しないが、 本人が追認すれば有効になる	
無権代理	●無権代理人が真実の代理人であるかのような外観が作出され、その 外観を信頼して取引した相手方を保護する 制度	
	表見代理	

▶ 意思表示

	区分	定義	原則	例外
意思の 不存在	しんり 心裡留保	●表意者が意思と不一致を知りながらする意思表示	有効	相手が、 悪意又は有過失 のときは無効
	虚偽表示	●相手方と通じて行った、真意ではない意思表示	無効	善意の第三者 には、無効を対抗できない
	錯誤	●意思と表示に不一致があり、表意者がそれ知らない意思表示	取消可能	善意でかつ無過失の第三者 に対抗できない
かし 瑕疵ある 意思表示	詐欺による意思表示	● だまされて 行った意思表示	取消可能	善意の第三者 に対抗できない
	強迫による意思表示	● 強迫行為 により行った意思表示	取消可能	なし

効力

無効	● 最初から効力が生じない
取消	●その意思表示によって、 成立したときにさかのぼって無効 となる

▶ 時効

債権等の消滅時効	●債権者が権利を行使することができることを 知ったときから5年 ●権利を行使することが できるときから10年
債権等以外の消滅時効	● 債権又は所有権以外の財産権 は、権利を行使することができる ときから20年
不法行為による損害賠償請求	●損害及び加害者を知ったときから 3年間 （人の生命又は身体を害する不法行為は5年間）
社会保険の消滅時効	●医療保険、介護保険、労働保険などの保険給付を受ける権利は原則 2年 、年金の支給を受ける権利などは原則 5年 で時効により消滅

▶ 不法行為

責任能力 (民法713条)	● 精神上の障害 により自己の行為の責任を弁識する能力を 欠く状態 にある間に他人に損害を加えた者は、その 賠償の責任を負わない ●ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない
責任無能力者の監督義務者等の責任 (民法714条)	●責任無能力者がその責任を負わない場合において、その 責任無能力者を監督する法定の義務を負う者 は、その責任無能力者が 第三者に加えた損害を賠償する責任を負う ●ただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない
使用者等の責任 (民法715条)	●ある事業のために他人を 使用する者 は、被用者がその事業の執行について 第三者に加えた損害を賠償する責任を負う ●ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない

▶ 契約

契約		<ul style="list-style-type: none"> ● 契約は、契約の内容を示してその締結を申し入れる意思表示に対して相手方が承諾をしたときに成立する ● 民法では、契約の種類として、下記の13種類を規定している
1	贈与	● 当事者の一方が ある財産を無償で相手方と与える 意思を表示し、相手方が受諾をすることによって、その効力を生ずる
2	売買	● 当事者の一方が ある財産権を相手方に移転 することを約し、相手方がこれに対してその代金を支払うことを約することによって、その効力を生ずる
3	交換	● 当事者が 互いに金銭の所有権以外の財産権を移転 することを約することによって、その効力を生ずる
4	消費貸借	● 当事者の一方が 種類、品質及び数量の同じ物をもって返還 することを約して相手方から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる
5	使用貸借	● 当事者の一方が ある物を引き渡す ことを約し、相手方がその受け取った物について 無償で使用及び収益 をして 契約が終了したときに返還 することを約することによって、その効力を生ずる
6	賃貸借	● 当事者の一方が ある物の使用及び収益を相手方にさせる ことを約し、相手方がこれに対してその賃料を支払うこと及び引き渡しを受けた物を 契約が終了したときに返還 することを約することによって、その効力を生ずる
7	雇用	● 当事者の一方が相手方に対して 労働に従事 することを約し、相手方がこれに対して その報酬を与える ことを約することによって、その効力を生ずる
8	請負	● 当事者の一方が ある仕事を完成 することを約し、相手方がその仕事の 結果に対してその報酬を支払う ことを約することによって、その効力を生ずる
9	委任	● 当事者の一方が 法律行為をすることを相手方に委託 し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる（例：日常生活自立支援事業の日常的な金銭管理）
	準委任契約	● 法律行為でない事実行為の事務の委託 （例：医療契約、訪問看護、介護契約など）
10	寄託	● 当事者の一方が ある物を保管 することを 相手方に委託 し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる
11	組合	● 各当事者が 出資をして共同の事業を営む ことを約することによって、その効力を生ずる
12	終身定期金契約	● 当事者の一方が、自己、相手方又は第三者の死亡に至るまで、 定期に金銭その他の物を相手方又は第三者に給付 することを約することによって、その効力を生ずる
13	和解	● 当事者が 互いに譲歩をしてその間に存する争いをやめる ことを約することによって、その効力を生ずる

▶ 保証債務

保証人の責任等	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証人は、主たる債務者がその債務を履行しないときに、その履行をする責任を負う ● 保証契約は、書面でなければ、その効力を生じない
保証債務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ● 保証債務は、主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他その債務に従たるすべてのものを包含する ● 保証人は、その保証債務についてのみ、違約金又は損害賠償の額を約定することができる

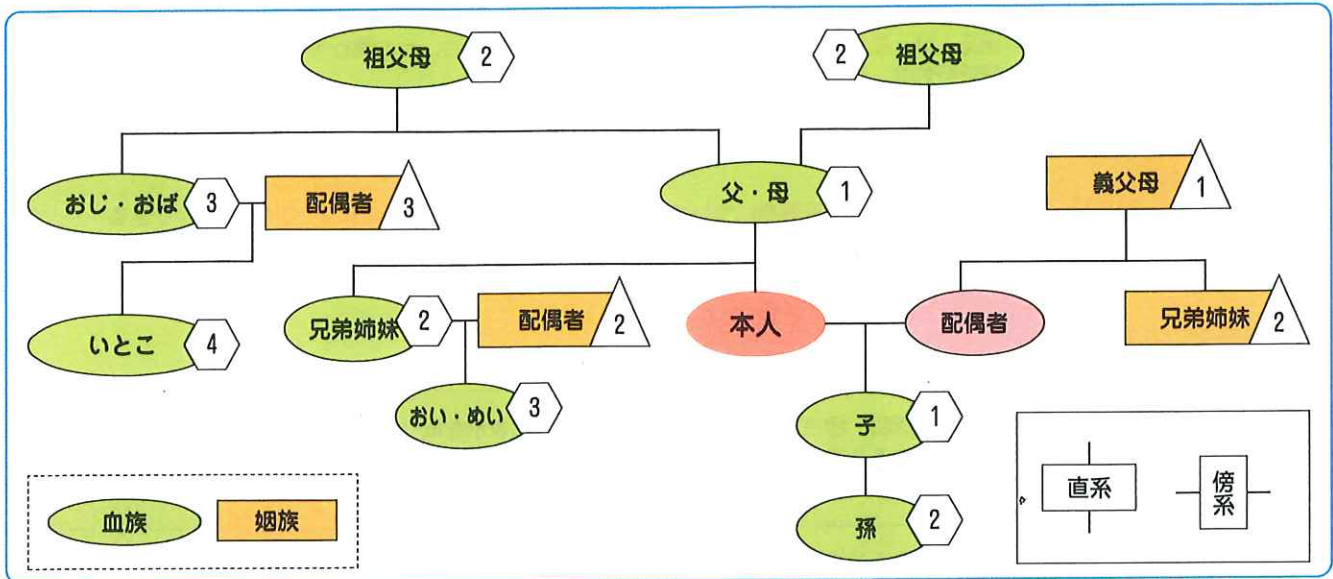
▶ 消費者契約法

消費者契約法	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者が誤認・困惑した場合について契約の意思表示を取り消すこと、消費者の利益を不当に害することとなる条項を無効とすることができる規定などを定めることにより、消費者の利益の擁護を図る 	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 次の行為により誤認をして契約をしたときは取り消すことができる 	
	取 消	<ul style="list-style-type: none"> ● 不実告知、不利益事実の不告知、断定的判断の提供、不退去・退去妨害、不安をあおる告知など
	<ul style="list-style-type: none"> ● 消費者の利益を不当に害する契約条項は無効 	
無 効	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業者は責任を負わないとする条項、消費者はどんな理由でもキャンセルできないとする条項、成年後見制度を利用すると契約が解除されてしまう条項など 	

▶ 特定商取引に関する法律

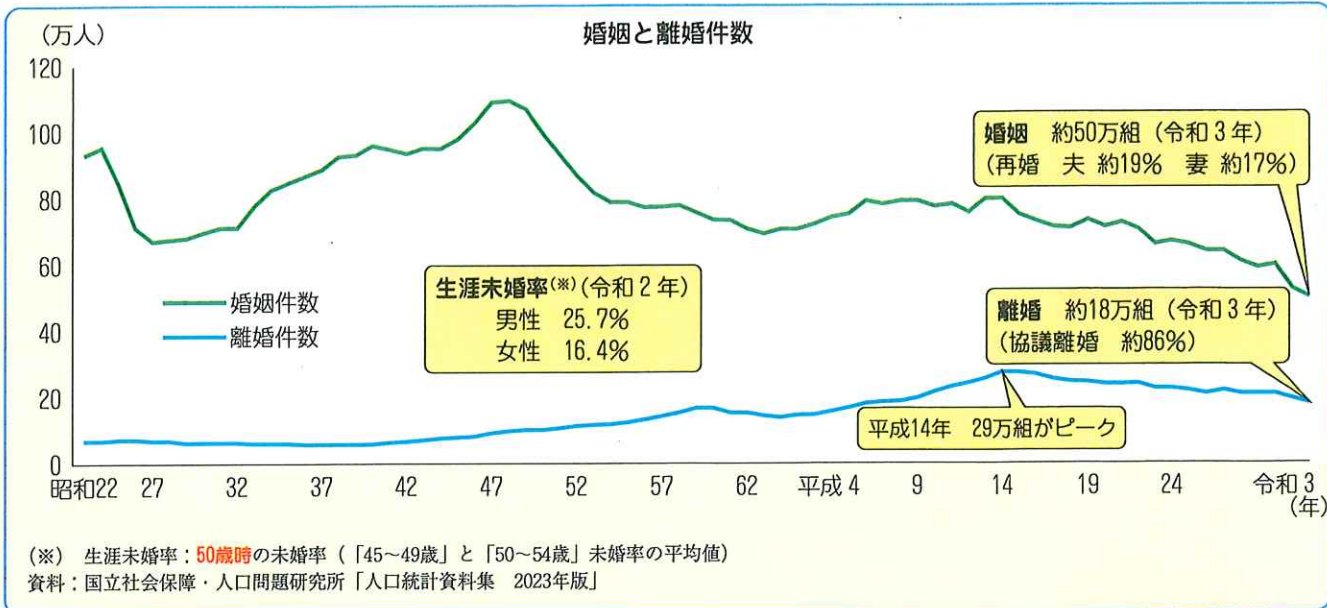
特定商取引に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ● 特定商取引（訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売など）の勧誘行為の規制、紛争を回避するための規制、クーリング・オフ制度等の紛争解決手続を設けた法律 	
クーリング・オフ	<ul style="list-style-type: none"> ● 訪問販売などで契約をした場合でも、契約書面受領日から一定期間内であれば、書面通知によって無条件で申込の撤回や契約の解除ができる ● 書面を発送した日に効力を生じる ● 役務が提供されている場合でも、その対価、損害賠償、違約金などを支払う必要はない ● 通信販売には、クーリング・オフ制度はない 	
	クーリング・オフ期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 8日間 ● 訪問販売（キャッチセールス等を含む） ● 電話勧誘販売 ● 特定継続的役務提供（エステティック、語学教室、学習塾等） ● 訪問購入（業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの）
	20日間	<ul style="list-style-type: none"> ● 連鎖販売取引（マルチ商法） ● 業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法等）

▶ 親 族



親族の範囲	① 6親等内の血族、② 配偶者、③ 3親等内の姻族	
親等の計算	<ul style="list-style-type: none"> ● 親等は、親族間の世代数を数えて計算する ● 傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の祖先にさかのぼり、その祖先から他の一人に下るまでの世代数による 	
扶け合い義務	● 直系血族及び同居の親族は、互いに扶け合わなければならない	
扶養義務	絶対的扶養義務	● 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある
	相対的扶養義務	● 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、3親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる
	<ul style="list-style-type: none"> ● 扶養義務者が数人ある場合の扶養をすべき者の順序、扶養の程度又は方法について、当事者間に協議が調わないときは、家庭裁判所が定める ● 扶養を受ける権利は、処分することができない 	
届出主義	● 「婚姻」「離婚」「認知」「養子縁組」の身分行為は届出によって成立する	
姻族関係	● 姻族関係は、「離婚」「夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したとき」に終了する	

▶ 婚姻・離婚



婚姻	要件	①婚姻の意思があること ②婚姻障害がないこと (男子18歳以上・女子18歳以上 (離婚後100日経過していること)、近親婚 (直系血族又は3親等内の傍系血族) でないことなど)(※2022年4月より女子も18歳以上)	
	効力	● 婚姻は、戸籍法の定めにより届け出ることによって、その効力を生ずる	
	氏	③夫婦は いずれかの氏 を称する ● 夫婦の一方が死亡したときは、生存配偶者は、婚姻前の氏に 復することができる	
	義務	● 夫婦は同居し、 互いに協力し扶助 しなければならない ④日常の家事等の法律行為は 連帯して責任 を負う ● 夫婦間でした契約は、婚姻中、いつでも、夫婦の一方からこれを取り消すことができる	
	財産	● 夫婦は、その資産、収入等の事情を考慮して、婚姻から生ずる費用を 分担する ● 夫婦の一方が 婚姻前 から有する財産及び婚姻中 自己の名 で得た財産は、その 特有財産 (夫婦の一方が単独で有する財産) とする ● 夫婦のいずれに属するか明らかでない財産は、その 共有 に属するものと 推定する	
離婚	種類	協議離婚	● 夫婦は、その協議で、離婚をすることができる
		裁判離婚	● 配偶者に「不貞な行為」があったとき、「悪意で遺棄」されたとき、「3年以上生死不明」のときなどは離婚の訴えを提起できる
	氏	● 婚姻によって氏を改めた夫又は妻は、協議上の離婚によって 婚姻前の氏に復する ● 離婚の日から 3か月以内 に届け出ることによって、離婚の際の氏を称することができる	
	子の監護	● 未成年の子がいる場合、 子の利益を最も優先 して、 監護者 、 子との面会・交流 、 監護の費用の分担 などを協議で定める。 協議が調わないときは家庭裁判所が定める	
	財産	● 協議上の離婚をした者の一方は、相手方に対して財産の分与を請求することができる ● 離婚の財産分与請求権の時効は、離婚が成立した日から「2年」	

▶ 親 権

親権者	<ul style="list-style-type: none"> ● 成年に達しない子は、父母の親権に服する ● 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う 		
離婚又は認知の場合の親権者	<ul style="list-style-type: none"> ● 父母が協議上の離婚をするときは、その協議で、その一方を親権者と定めなければならない ● 子の出生前に父母が離婚した場合には、親権は、母が行う 		
親権の効力	<ul style="list-style-type: none"> ● 親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う 		
親権の喪失	<ul style="list-style-type: none"> ● 親権者による親権又は管理権が不適切であり、子の利益を害しているときは、家庭裁判所に親権喪失の審判、親権停止の審判、管理権喪失の審判を申し立てることで、親権を制限することができる 		
	<table border="1"> <tr> <td>申立権者</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 子、親族、未成年後見人、未成年後見監督人、検察官 ● 児童相談所長（児童福祉法第33条の7） </td> </tr> </table>	申立権者	<ul style="list-style-type: none"> ● 子、親族、未成年後見人、未成年後見監督人、検察官 ● 児童相談所長（児童福祉法第33条の7）
申立権者	<ul style="list-style-type: none"> ● 子、親族、未成年後見人、未成年後見監督人、検察官 ● 児童相談所長（児童福祉法第33条の7） 		
親権喪失の審判	<ul style="list-style-type: none"> ● 父又は母による虐待又は悪意の遺棄があるとき等は、家庭裁判所は、請求により、その父又は母について、親権喪失の審判をすることができる 		
親権停止の審判	<ul style="list-style-type: none"> ● 父又は母による親権の行使が困難又は不相当であるとき等は、家庭裁判所は、請求により、2年を超えない範囲内で、その父又は母について、親権停止の審判をすることができる 		
管理権喪失の審判	<ul style="list-style-type: none"> ● 父又は母による管理権の行使が困難又は不相当であることにより子の利益を害するときは、家庭裁判所は、請求により、その父又は母について、管理権喪失の審判をすることができる 		

▶ 養子縁組

	<ul style="list-style-type: none"> ● 戸籍上は、養子と実親との関係は残り、二重の親子関係となる縁組 				
普通養子縁組	<table border="1"> <tr> <td>養 親</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 20歳以上 ● 養親の戸籍には「養子」と記載される </td> </tr> <tr> <td>養 子</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 養子が養親の尊属、年長者でないこと ● 15歳未満は、法定代理人の承諾が必要 ● 養子の戸籍には実父母に加えて養父母が記載される </td> </tr> </table>	養 親	<ul style="list-style-type: none"> ● 20歳以上 ● 養親の戸籍には「養子」と記載される 	養 子	<ul style="list-style-type: none"> ● 養子が養親の尊属、年長者でないこと ● 15歳未満は、法定代理人の承諾が必要 ● 養子の戸籍には実父母に加えて養父母が記載される
養 親	<ul style="list-style-type: none"> ● 20歳以上 ● 養親の戸籍には「養子」と記載される 				
養 子	<ul style="list-style-type: none"> ● 養子が養親の尊属、年長者でないこと ● 15歳未満は、法定代理人の承諾が必要 ● 養子の戸籍には実父母に加えて養父母が記載される 				
特別養子縁組	<ul style="list-style-type: none"> ● 養子と実方の血族との親族関係を終了させる養子縁組 ● 実方の父母の同意、養親による6か月以上の期間監護などを経て、家庭裁判所の審判で成立する <table border="1"> <tr> <td>養 親</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 夫婦（一方が25歳以上、他方は20歳以上） ● 養親の戸籍には「長男」など、実子と同じ記載がされる ● 養親から離縁を請求することはできない </td> </tr> <tr> <td>養 子</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 養子は請求時15歳未満（引き続きの場合、18歳未満） ● 養子となる者が15歳に達している場合は、本人の同意が必要 ● 養子の戸籍には、「父」「母」として養親が記載される </td> </tr> </table> <div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">2020年4月改正</div>	養 親	<ul style="list-style-type: none"> ● 夫婦（一方が25歳以上、他方は20歳以上） ● 養親の戸籍には「長男」など、実子と同じ記載がされる ● 養親から離縁を請求することはできない 	養 子	<ul style="list-style-type: none"> ● 養子は請求時15歳未満（引き続きの場合、18歳未満） ● 養子となる者が15歳に達している場合は、本人の同意が必要 ● 養子の戸籍には、「父」「母」として養親が記載される
養 親	<ul style="list-style-type: none"> ● 夫婦（一方が25歳以上、他方は20歳以上） ● 養親の戸籍には「長男」など、実子と同じ記載がされる ● 養親から離縁を請求することはできない 				
養 子	<ul style="list-style-type: none"> ● 養子は請求時15歳未満（引き続きの場合、18歳未満） ● 養子となる者が15歳に達している場合は、本人の同意が必要 ● 養子の戸籍には、「父」「母」として養親が記載される 				

▶ 相続

法定相続	<ul style="list-style-type: none"> 「遺言」がない場合、「法定相続人」に下表の割合で相続される 																																			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">順番</th> <th>相続人</th> <th>常に相続人</th> <th>第1順位</th> <th>第2順位</th> <th>第3順位</th> </tr> <tr> <th></th> <th>配偶者</th> <th>子(※)</th> <th>直系尊属</th> <th>兄弟姉妹</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td>1/2</td> <td>1/2</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td>2/3</td> <td></td> <td>1/3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td>3/4</td> <td></td> <td></td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※子が亡くなっている場合は孫が代襲相続する ※相続開始のときに懐胎されていた胎児は、出生すれば相続時にさかのぼって相続人となる ※2013(平成25)年12月民法が改正され、非嫡出子の相続分が嫡出子と同等となった</p>		順番	相続人	常に相続人	第1順位	第2順位	第3順位		配偶者	子(※)	直系尊属	兄弟姉妹	1		1/2	1/2			2		2/3		1/3		3		3/4			1/4	4		1		
順番	相続人	常に相続人		第1順位	第2順位	第3順位																														
		配偶者	子(※)	直系尊属	兄弟姉妹																															
1		1/2	1/2																																	
2		2/3		1/3																																
3		3/4			1/4																															
4		1																																		
生前贈与	<ul style="list-style-type: none"> 共同相続人中に、生前贈与を受けた者がいるときは、被相続人が相続開始のときにおいて有した財産の価額にその贈与の価額を加えたものを相続財産とみなし、相続分のなかからその贈与の価額を控除した残額をもってその者の相続分とする 																																			
相続の放棄	<ul style="list-style-type: none"> 相続人は、自己のために相続の開始があったことを知ったときから3か月以内に、相続について、単純もしくは限定の承認又は放棄をしなければならない 																																			
遺言	<ul style="list-style-type: none"> 遺言は満15歳に達した者が行うことができる 成年被後見人が事理を弁識する能力を一時回復したときにおいて遺言をするには、医師2人以上の立会いがなければならない 被保佐人が遺言を作成するには、保佐人の同意は不要である 																																			
	自筆証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> 遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに押印する 																																		
		<table border="1"> <tr> <td>財産目録</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自筆証書遺言に添付する財産目録については自書でなくてもよい(ただし、財産目録の各頁に署名押印は必要) </td> </tr> <tr> <td>遺言書保管法</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 自筆証書遺言について法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができる </td> </tr> </table>	財産目録	<ul style="list-style-type: none"> 自筆証書遺言に添付する財産目録については自書でなくてもよい(ただし、財産目録の各頁に署名押印は必要) 	遺言書保管法	<ul style="list-style-type: none"> 自筆証書遺言について法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができる 																														
	財産目録	<ul style="list-style-type: none"> 自筆証書遺言に添付する財産目録については自書でなくてもよい(ただし、財産目録の各頁に署名押印は必要) 																																		
	遺言書保管法	<ul style="list-style-type: none"> 自筆証書遺言について法務大臣の指定する法務局に遺言書の保管を申請することができる 																																		
公正証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> 証人2人以上の立会いのもと、公証人に口授し、公証人が筆記し、各自署名押印する 																																			
秘密証書遺言	<ul style="list-style-type: none"> 遺言者が遺言書を作成して封印し、公証人と2人以上の証人の前で自分の遺言書であることを申し述べる 																																			
遺留分	<ul style="list-style-type: none"> 法定相続人(兄弟姉妹を除く)に一定の割合で財産を保障する制度 遺留分侵害額請求権を行使することで遺留分を受け取ることができる 																																			
	直系尊属のみが相続人	被相続人の財産の 3分の1																																		
	上記以外	被相続人の財産の 2分の1																																		
特別の寄与の制度	<ul style="list-style-type: none"> 相続人以外の被相続人の親族が無償で被相続人の療養看護等を行った場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができる 																																			

社会福祉士・国家試験対策用語集

権利擁護を支える法制度

国家試験対策用語集

◆解説文中の太字は国家試験で出題された箇所です。

朝日訴訟

結核患者であった朝日茂氏によって1957（昭和32）年に提起された訴訟で、人間裁判とも称される。当時の長期入院患者の保護基準が憲法25条の「健康で文化的な」最低生活を保障するものではないとして厚生大臣を相手に起こした裁判。

異議申立て

行政庁の処分又は不作為に不服がある場合に、当該行政庁（処分庁・不作為庁）にする不服申立て。①処分庁に上級行政庁がないとき、②処分庁が大臣や外局長（国税庁長官等）であるとき、③法律に定めがあるときに認められる。総じて当該行政庁以外のほうが、冷静かつ客観的な判断が期待できるため、審査請求中心主義が採られている。

移行型

任意後見契約の一類型で、本人の判断能力が十分な間は、任意代理契約によって財産管理等の委託をし、判断能力が低下した場合に、任意代理契約を終了させて任意後見契約を発効させるもの。

遺言

人の最終の意思表示のことで、死後にその実現を保障するのが遺言制度（民960～1027条）。私有財産を処分する自由の延長にあるが、遺族の生活に影響するため無制限ではなく、要式行為（一定方式に従わないと無効）である。遺言は本人が自由に撤回でき、複数の遺言が存在し、内容が矛盾している場合は最新のものが有効となる。

委任／準委任

当事者の一方（委任者）が、法律行為その他の事務

処理を相手方（受任者）に委託し、相手方が承諾して成立する典型・諾成契約の1つ（民643～656条）。法律行為以外の処理を目的とする場合は準委任という。当事者の信頼関係に基づくため、受任者は善良な管理者としての注意義務（その人の職業・生活状況に応じて社会通念上要求される注意義務）を負い、特約がなければ報酬を請求できない（無償契約が原則）。

遺留分

兄弟姉妹以外の相続人に認められた被相続人の処分を規制できる遺産の割合額（民1028～1044条）。直系尊属のみが相続人の場合は被相続人の財産の3分の1、それ以外は2分の1が遺留分となる。被相続人の死亡後に相続人の生活を保障し、相続人間の公平を図るための制度で、これを主張するには、遺留分減殺請求をしなければならない。なお、遺留分減殺は家事審判事項に含まれない。

運営適正化委員会

福祉サービスに関する適正な運営を確保し、かつ苦情処理を担当する都道府県社会福祉協議会に設置された機関。社会福祉法83条に規定がある。機能として、①苦情解決に必要な調査、助言、あっせん、②都道府県への通知、情報提供、③年度ごとの報告書の作成・公表がある。

NPO法人（特定非営利活動法人）

[non-profit organization]

営利を目的としない保健・医療・福祉等の一定の活動（17分野）を目的とし、NPO法に基づき、所轄庁たる都道府県知事ないし内閣総理大臣の認証を受けて設立される公益法人。介護保険や支援費制度関係の事業体には法人格が有効で、市民参加型の福祉

形成への寄与が期待される。

家事審判

家庭裁判所において、家庭内の事件について訴訟形式によらずに適切な判断をするための制度。家事審判は内容により、紛争性の希薄な別表第一の事項

(後見・保佐・補助開始の審判及び取消、後見人・保佐人・補助人やその監督人の選任及び解任、複数後見人・監督人の権限行使についての定め及び取消、相続の放棄、遺言執行者の選任及び解任等)と紛争性のある別表第二の事項(財産管理者の変更及び共有財産分割に関する処分、親権者の指定及び変更等)に分けられる。

瑕疵担保責任

売買の目的物について、契約成立以前に隠れた瑕疵(通常は発見できない欠陥)がある場合、善意・無過失の買い主に対して売り主が負う責任。瑕疵には物質的欠陥だけでなく法律上の障害(宅地として買った土地に家が建てられない等)も含まれ、責任は売り主の善意・悪意にかかわらず発生する。買い主は瑕疵を知ってから1年以内であれば、売り主に契約の解除と損害賠償の請求ができる。

家庭裁判所(家裁)

主として家庭内の紛争や少年事件を扱う下級裁判所で、プライバシー保護や少年に対する保護処分・適切な教育的措置といった観点から非公開の手続がとられる。家裁は、裁判所法31条の3の規定により、①家事事件手続法で定める家庭に関する事件の審判及び調停、②人事訴訟法で定める人事訴訟の第1審の裁判、③少年法で定める少年の保護事件の審判、④その他の法律において特に定める権限を有する。

鑑定

専門知識を駆使し、科学的・客観的立場から事件の捜査や裁判において事実判断についての報告をする行為(血液鑑定・精神鑑定・DNA鑑定・筆跡鑑定等)。後見・保佐の申立て後は、原則的に主治医等が対象者の判断能力について鑑定を行う。鑑定を実施した事件は2007(平成19)年度が全体の約40%、2012(平成24)年度が約10.7%と減少傾向が

続き、2013(平成25)年度は約10.9%となった。鑑定期間は1ヵ月以内が最多で約56.6%、費用は5万円以下が約67.0%を占める。

基本的人権

人として当然に持つ権利(天賦人権)で、人間の尊厳の原理に基づき、固有性・不可侵性・普遍性を有する。憲法上は、近代の個人を国家権力から守る自由権・平等権が端緒で、20世紀以降、経済的・社会的弱者を救済する社会権が加わり、今日の姿になった。現代では、国際的な場でも人権の保障を実現する試みがなされている(国連憲章55・56条等)。

基本的人権の限界

日本では、基本的人権は公共の福祉のために利用され、権利を濫用したり、公共の福祉に反しない限り保障される(憲12・13条)。制約する際は、対立する権利の価値や、守るべき社会的利益を比較衡量したり、二重の基準論(精神的自由・経済的自由で区別)や規制目的の二分論(社会・経済政策上の規制か否か)も適用される。

基本的人権の私人間効力

基本的人権の享有主体は国民で、国との関係における個人の保護を原則とする(憲18条や28条等は例外)が、私人間でも人権侵害があれば、当然に保護されるべきである。その際は公序良俗等の一般条項を用い、人権の効力を認める間接適用説が採られる(三菱樹脂事件:最大判昭48・12・12)。なお、人権の普遍性に鑑み、性質に応じて法人や外国人にも保障すべきとされる。

行政行為(=処分)

行政庁が法に基づき公権力を行使し(法律による行政の原理)、具体的規律を行う法律行為。行政庁による意思表示にあたる法律行為的行政行為(命令行為:下命・禁止・許可・免許/形成的行為:特許・認可・代理)と、判断・認識にあたる準法律行為的行政行為(確認・公証・通知・受理)がある。行政庁に裁量余地がある裁量行為(法規裁量・自由裁量)と余地がない羁束行為にも分類できる。

行政行為の効力

行政行為は、適法に行使されることでその効力が生じ（拘束力）、違法でも重大な瑕疵（法律上の欠陥）がない限り一応適法と推定される（公定力）。行政庁はこれを強制的に実現でき（執行力）、公益上の必要がなければみだりに変更できず（不可変更力）、一定期間を超過すると取消訴訟等ができない（不可争力）。

行政事件訴訟

行政上の争訟を裁判所が裁判する制度で、当事者の権利保護を目的とする主観的争訟（抗告訴訟／当事者訴訟）、これとは無関係に客観的な法維持を目的とする客観的争訟に分類できる。前者は原則として不利益変更が禁止され、後者は法律で特に認められた場合に限り行われる。生活保護法や介護保険法等では前置主義がとられ、審査請求に対する判決を経た後でなければ訴訟を提起することができない。

行政事件手続

行政上の法律関係において争いや疑いがある場合に、利害関係者の提起により一定の機関がこれを裁断する手続。裁断機関が行政庁ならば行政不服申立て、裁判所ならば行政事件訴訟という。いずれかの選択は原則的に当事者の自由だが、大量になされる租税法や社会保障法上の処分等については、個々の法律により、前者の裁断を経ずに後者を選択することはできない（不服申立て前置）とするものが多い。

行政書士

行政書士法に基づく国家資格者で、依頼を受け、報酬を得て、役所に提出する許認可等の申請書類の作成や提出手続の代理、遺言書等の権利義務・事実証明・契約書の作成等を行う者。この他、法定外業務として後見人等を受任する場合もあり、2013（平成25）年度には864件に達した。

居住用不動産処分

成年後見人（保佐・補助人も同様）が、被後見人の居住用の不動産を処分（売却、賃貸、賃貸借の解除、抵当権の設定等）するには、家庭裁判所の許可

を得なければならない。手続には、申立書と本人及び申立人の住民票の他、処分の内容に応じて不動産の証明書や契約書が必要となる。

禁治産制度

心神喪失の常況にある者に対し、一定の者からの請求により裁判所が宣告し、行為無能力者（すべての行為を取消せる）とする制度。対象者の保護と自己決定権を尊重する新しい成年後見制度（平12・4・1施行）により、複数後見や後見登記制度等が設けられ、成年後見に引き継がれた。

クーリングオフ

[cooling-off]

消費者を保護し、後日の紛争抑止のために特定商取引法等に設けられた一定の冷却期間。たとえば訪問販売・購入（買取）や電話勧誘、キャッチセールス等、特定継続的役務提供（エステ、語学教室等）は8日間、連鎖販売取引（マルチ商法）は20日間とされ、契約書面（法定書面）を受け取った日から起算される。消費者は一定の期間、理由を必要とせず無条件に書面での契約解除ができるが（口頭での権利行使もすべて無効ではない）、通信販売や自動車の販売、保険会社内での契約等には適用されない。

契約

相対立する複数の当事者が合意（申込と承諾）して当事者間に権利義務関係を作り出す法律行為。契約自由の原則（締結・内容・相手方選択・方式の自由）は近代法の根幹として絶対的だったが、現代では独占禁止や弱者保護の観点等から一定の制約を受ける場合がある。

契約の効力

当事者が相互に債権・債務を負担し合う双務契約では、目的物の引渡しと代金の支払を各々一方が果たすまで他方が拒める同時履行の抗弁権（民533条）がある他、契約の目的物や状況により、売主の担保責任や（目的物が火災等で焼失した際の）危険負担等が異なる。また、当事者の一方のみが債務を負担する片務契約には、贈与（対価を求めず、目的物を渡す）、消費貸借（借りた目的物は消費し、別の対価を支払う）、使用貸借（対価を払わずに目的物を

使用后、返還)がある。

契約の種類

民法上、典型契約(13種の代表的契約:売買・贈与・交換・消費貸借・賃貸借・使用貸借・雇用・請負・委任・寄託・組合・終身定期金・和解)と非典型契約(クレジット契約等)がある。また、当事者の意思表示の合致だけで成立する諾成契約と、目的物の引渡し等を必要とする要物契約(典型契約は消費貸借・使用貸借・寄託以外、すべて諾成契約)、一定の方式を備えることで成立する要式契約(任意後見契約・保証契約等)がある。

検察官

検事総長・次長検事・検事長・検事・副検事の5種類があり、以下のことを職務とする者。①刑事事件について捜査及び起訴・不起訴の処分を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、裁判の執行を監督する。②裁判所の権限に属するその他の事項につき、職務上必要なときは裁判所に通知を求め、意見を述べる。③公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。成年後見制度の申立権者では例年一番少ない。

行為能力

法律行為を単独で完全にできる法律上の資格を行為能力という。行為能力や意思能力が不完全な者は、程度に応じて一定の者の申立てにより、家庭裁判所の審判を経て行為能力を制限される。これを制限行為能力者といい、未成年者(審判不要)・成年被後見人・被保佐人・被補助人が存在する。

後見制度支援信託

成年被後見人又は未成年被後見人の財産のうち(任意後見や保佐等では不可)、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組み。信託財産は金銭に限られ(元本保証)、家裁の指示書がなければ、払戻しや解約ができなくなる。2012(平成24)年2月1日に導入され、2013(平成25)年度では、533人(前年98人)が契約を締結し、平均額は3,700万円(前年4,300万円)であった。

後見登記簿に関する法律

法定後見及び任意後見契約における登記の手續に関する法律(平11・12・8制定、翌年4・1施行)。後見等の種別、後見人の氏名・住所、被後見人の氏名・生年月日・住所・本籍等を法務局に登録し、必要に応じて登記事項証明書の交付を受けることで、その証明とすることができる。

後見類型

成年後見制度における事理弁識能力の程度分類(重度)で、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者(民7条)。自己の財産の管理・処分や、日常的に必要な買い物も自分ではできず、誰かに代わってやってもらう必要がある程度の者(ただし自己決定権尊重の観点から、日用品の購入その他日常生活に関する行為については取消権の対象から除外されている)。旧制度の禁治産類型に相当する。

公証人

原則30年以上の実務経験を有する法律実務家の中から法務大臣が任命する公務員で、①公正証書の作成、②私署証書や会社等の定款に対する認証の付与、③私署証書に対する確定日付の付与を行う。公正証書には、任意後見契約や事業用定期借地権契約(作成が必須条件)、遺言、金銭消費貸借等に関するものがあり、公証人が法律に従って作成する公文書のため、高い証明力があり、債務者が履行を怠ると、裁判所の判決等を待たずに強制執行手続に移行できる。

公証役場

公証人が執務する事務所で、全国で287ヵ所ある(2014〔平成26〕年7月現在)。ただし、病院や嘱託人の自宅で遺言公正証書を作成する場合や、職務の内容が他の場所で行われる貸金庫の開披、土地・建物の形状等の事実実験公正証書を作成する場合は、公証役場以外で執務を行う。

個人情報取扱事業者の義務

取扱事業者は個人情報の利用目的をできる限り特定し、(公益性のある学会発表等でも)本人の同意を

得ずにその範囲外の取扱をしてはならない。ただし、人の生命・身体・財産の保護や公衆衛生の向上、児童の健全育成の推進のために特に必要があり、本人の同意を得ることが困難な場合等には、第三者に情報提供してもよい。他にも個人情報の利用目的の公表・通知や適正取得、安全管理、第三者提供の制限等がある。

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）

個人情報の適正な取扱に関する基本理念や、国及び地方公共団体の責務、取扱事業者の義務等を定めた基本法（平17・4・1施行）。個人情報とは、氏名や生年月日等により特定の個人を識別可能な生存する個人に関する情報をいう。同法における個人の人格尊重の理念と情報公開制度の相克が問題となる。

国家賠償法

公務員（必ずしもその身分を必要としない）の不法行為で損害が生じた際の国又は公共団体の賠償責任（憲17条）について定めた法律（昭22・10・27施行）。公権力の行使（含、不作為）に基づく責任と公の営造物の設置・管理の瑕疵に基づく責任が設けられており、同法の範囲外の場合、民法が適用される。なお、拘留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けた者が国に補償を求める権利（憲40条）は、刑事補償法で定められている。

婚姻

法律上、男女が夫婦となること。一定の年齢（男18歳・女16歳）に達しており、婚姻の意思を有し、市町村長へ婚姻届を出す（成人の証人2人以上が必要、口頭でも可）等の要件を満たすと成立する（法律婚主義）。未成年者の婚姻には父母の同意が必要だが、未成年・成年被後見人の婚姻に後見人の同意は要しない。婚姻した未成年は、（離婚後も）成年に達したものとみなされるが、公法上の選挙権等は認められず少年法の成人にも該当しない。

財産管理

本人の資産や負債、収入、支出の内容を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行い、資産を維持していくこと。民法上の委任代理の規定に基づき、任意代理契約を結ぶことで、内容や開始時

期を自由に決められる。後見人等は善良な管理者としての注意義務（民644条）、家庭裁判所への報告義務、受取物の引渡等の義務、管理・監督を怠った場合の損害賠償義務、応急処分義務を負う。

自己破産

債務の支払ができなくなった債務者が、自ら裁判所へ破産の申立てをし、裁判所が破産手続開始決定をする手続。裁判所が破産を宣告すると、債務者の全財産は破産管財人により債権者に公平に分配され、財産がない場合は宣告と同時に手続が終了する（破産廃止）。その前後に、債務者は裁判所に免責の申立てをし、これが認められると借金は帳消しになる。

事実行為

法律行為に対置される概念で、人の意思に基づかず、一定の事実によって法律効果を発生させる行為。行為者の思惑とは無関係になされた事実が法律効果を生むものとして、遺失物拾得や埋蔵物発見、事務管理等がこれに該当する。

市町村長申立て

身寄りのない認知症高齢者等への適切な成年後見開始を担保するため、老人福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の中に、後見・保佐・補助開始の申立権を市区町村長に付与する規定が設けられた。2013（平成25）年度成年後見関係事件の概況では、市区町村長の申立ては本人の子に次いで多く、全体（34,215件）の約13.2%（5,046件）を占め、対前年比約11.1%の増加となった。なお、家庭裁判所の管内別では、東京が最多で841件（前年739件）、大阪485件（前年457件）、横浜474件（前年390件）と続く。

司法書士

司法書士法に基づき、登記又は供託に関する手続の代理、裁判所・検察庁・法務局等への提出書類の作成、法律相談等を職務とする者。後見人・保佐人・補助人等に就いて法律行為の代理・同意・取消を行う業務や、これらを行う者を監督する業務も職務である（司法書士法施行規則31条2号）。専門職後見人としては最多で、2013（平成25）年度には7,295

件に達した（全体では2位：前年6,382件）。

市居後見人

要保護者と親族関係及び交友関係がなく、かつ専門職にも就いておらず、社会貢献のため、地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会・NPO法人・大学等が行う後見人養成講座等により、成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上で、成年後見人等になる自然人（法人は除く）。身寄りがなく、一定の資力もない要保護者にとって緊要といえ、2013（平成25）年度には167件（前年118件）に達した。

社会権

自由主義の弊害を是正し、社会的・経済的弱者を救済するための権利体系。日本国憲法上は、生存権・教育を受ける権利・労働権・労働基本権がある。保障については、概して法的権利を与えるものと、プログラム規定として国政の指針となるものに分類でき、後者の場合、国家の積極的行為には財政的負担が伴うため、政策判断や裁量が尊重される。ちなみに、現代に至って整備された児童酷使の禁止は社会権に当たる。

社会福祉協議会

社会福祉法109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置づけられた、社会福祉法人で、各都道府県、区市町村に設置されている。なかでも、高齢者福祉への取組みには、日常生活の見守りや支援を必要とする人びとを、近隣で連携して支え合う、小地域ネットワーク活動がある。行政庁の職員は市町村社協の役員になることができるが、役員総数の5分の1を超えてはならないことが規定されている。

借家保証

借家の保証人は、家賃滞納や器物破損等により損害が生じ、借り主がこれを弁済しない場合、代わりに損害を賠償する義務を負う。借家契約に際して保証人を設けるのは家主（貸し主）の自由であるため、保証人を得難い高齢者や障害者、外国人等の民間賃貸住宅への入居支援を目的として、あんしん賃貸支援事業等が進められている。

自由権

国家権力から個人の自由を守る権利体系。近代社会の飛躍的発展の礎となったが、過度の自由は平等の概念を歪め、弱者の自由を侵害しかねないため、現代では一部の制約を余儀なくされる。日本国憲法上は、精神的自由権、経済的自由権、人身の自由に分類できる。

準禁治産制度

心神耗弱者及び浪費者に対し、一定の者からの請求により裁判所が宣告し、法律の定める重要な財産行為についてのみ保佐人の同意を必要とするように行為能力を制限する制度。対象者の保護と自己決定権を尊重する新しい後見制度（平12・4・1施行）により、保佐に引き継がれた。旧制度において心神耗弱が原因で準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなされる（浪費者は新制度の対象外）。

障害者虐待防止法

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平23・6・24制定、翌年10・1施行）。障害者の権利利益の擁護を目的とし、障害者虐待の禁止、国等の責務、被害者の保護及び自立支援、養護者の支援等のための措置について規定した法律。①養護者、②障害者福祉施設従事者等、③使用者による、a身体的虐待、bネグレクト、c心理的虐待、d性的虐待、e経済的虐待を対象とする。

障害者虐待防止法の虐待防止施策

同法（障害者虐待防止法）により、障害者虐待対応の窓口等となるべく、市町村は市町村障害者虐待防止センター、都道府県は都道府県障害者権利擁護センターとしての機能を果たすことが義務づけられた。市町村長は、養護者の虐待により、障害者の生命又は身体に重大な危険のおそれがある場合、事実確認のため担当職員に立入調査をさせることができる。家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設（障害者・児童養護・養介護）入所等障害者には施設等の種類に応じて同法・児童福祉法・高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者には同法・高齢者虐待防止法をそれぞれ適用する。

障害者総合支援法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平17・11・7制定の障害者自立支援法が名称変更）。障害者の社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去を基本理念に、その範囲に難病等を加えて制度の谷間を埋め、区分も障害支援区分（程度ではなく支援の度合い）に改められた。具体的な支援は、①重度訪問介護の対象拡大、②共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化、③地域での生活に移行するための支援の対象拡大、④地域生活支援事業の追加を柱とする。

使用者責任

使用者及び代理監督者は、その被用者の選任・監督に過失がなかったことを立証できない限り、その被用者が事業の執行で第三者に損害を与えた場合、その賠償義務を負う（民715条）。同時に、被用者自身も被害者に対する不法行為責任を負い、使用者等は被用者に対し、求償権を有する。

消費者契約法

消費者と事業者との間の情報や交渉力の格差にかんがみ、消費者の利益の擁護を図ること等を目的とする法（平12・5・12制定）。たとえば、勧誘の際、事業者の一定の行為により消費者が誤認（重要事項に虚偽がある等）し、又は困惑（退去の意思を妨害される等）した場合、契約の取消等ができる。

消費者相談センター

消費生活全般に関する苦情や問合せ等、消費者からの相談を専門の相談員が受け、公正な立場で処理にあたる組織。（独）国民生活センターをはじめ、経済産業省地方分局や（財）日本消費者協会、（社）全国消費生活相談員協会、（社）日本訪問販売協会、（社）日本通信販売協会等が消費者相談を受け付けている。

情報公開

国民主権の理念の下、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、政府諸活動の国民への説明責務を全うし、公正で民主的な行政推進に資するための制

度。地方公共団体の情報公開条例が先行し、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平13・4・1施行）、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平14・10・1施行）が制定された。

将来型

任意後見契約の一類型で、あらかじめ任意後見契約を締結しておき、将来、本人の判断能力が不十分となった際に、家庭裁判所に請求して任意後見監督人を選任し、契約を発効させるもの。

事理弁識能力

民法7条等に登場する、法律行為の結果（利害得失）について認識し、判断する能力。意思能力（行為の帰結や物事を判断し、それに基づいて意思決定ができる能力）よりも包括的な概念で、日常生活を支障なく自立的に営む上で必要な知的能力一般をさす。精神上的障害により、この能力に問題のある者は独力で社会に適応することが困難なため、その程度に応じて各種後見制度の対象となる。

親権

未成年の子に対する親の権利義務。身上監護（子の利益のために監護教育する権利義務、居所指定権、懲戒権、職業許可権）と財産管理に大別でき、父母が共同して行う。養子は養親が、非嫡出子は母が親権者となる。父母が離婚すると一方が親権者となり、協議離婚以外では家庭裁判所が決定する。子への利益相反行為は禁止され（特別代理人の選任を家裁に請求）、財産管理では自己のためにする程度の注意義務を負う（善管注意義務より低い）。里親等委託中及び一時保護中の児童に親権者等がない場合、児童相談所長が親権を代行する（親権者等は、その児童の福祉に必要な措置を不当に妨げてはならない）。

親権の喪失・停止、管理権喪失

2012（平成24）年4月以降、親権停止が新設され、これらの請求権者も、子の親族及び検察官だけでなく、子、未成年後見人、未成年後見監督人、児童相談所長とされた。家庭裁判所は、これらの請求により、父又は母による虐待又は悪意の遺棄等、父又は母による親権行使が著しく困難又は不相当で子の利

益を著しく害するとき、親権喪失の審判ができる。ただし、2年以内に原因消滅の見込みがあったり、困難又は不適當や不利益が著しくはない場合、2年以内の期間を定め、親権停止の審判ができる。また、父又は母による管理権行使が困難又は不適當で子の利益を害するとき、管理権喪失の審判ができる。

審査請求

処分庁 不作為庁以外の行政庁にする不服申立て。
①処分庁に上級行政庁があるとき、②法律に定めがあるとき（国民健康保険審査会等）に認められる。生活保護法では審査庁を都道府県知事、裁決すべき期間を50日以内（再審査請求では審査庁を厚生労働大臣、裁決すべき期間は70日以内）と定めている。介護保険法では、審査庁を介護保険審査会（都道府県に設置）、障害者総合支援法では、審査庁を都道府県知事（障害者介護給付費等不服審査会を置くことができる）、いずれも文書又は口頭での審査請求ができる。審査請求は、処分（異議申立てをしたときは、これについての決定）の翌日から起算して1年を経過するとできない。

人事訴訟

婚姻・協議離婚・認知・養子縁組の無効及び取消や、離婚・離縁・嫡出否認・認知の訴え、婚姻関係・親子関係の存否の確認、その他の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする訴えに係る訴訟（人訴2条）。2004（平成16）年4月より施行された同法により、離婚訴訟など、夫婦・親子等の関係をめぐる訴訟も家庭裁判所の管轄となった。

身上監護

被後見人の生活、健康、医療に関する一切の法律行為とこれに付随する事実行為が対象となる。たとえば、各種介護・福祉サービスの供給契約や審査請求、施設入所契約、医療契約、衣食住の確保等に関する事務と、これに関する監視・監督や本人への意思確認等が該当する。身体への強制を伴う事項（健康診断受診・教育・リハビリの強制等）や一身専属の事項（尊厳死・臓器移植の同意等）は後見人の権限に含まれない。

身上配慮義務

成年後見人が成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うにあたり、成年被後見人の意思を尊重し、かつその心身の状態及び生活状況に配慮する義務（民858条）。生活状況への配慮とは、介護サービス等の契約や被後見人への意思確認等で、介護労働そのものは職務に含まれない。

心神耗弱（状態）

精神機能の障害により、①自己の行為の是非を弁別する能力、②その弁別に従って行動する能力の一方又は双方が著しく低い状態。刑事法においては、この状態（限定責任能力）でなした違法行為は減輕される（刑39条2項）。

心神喪失（状態）

精神機能の障害により、①自己の行為の是非を弁別する能力、②その弁別に従って行動する能力の一方又は双方を欠く状態。刑事法においては、この状態（責任無能力）でなした違法行為は無罪となる（刑39条1項）。

親族

①6親等内の血族、②配偶者、③3親等内の姻族の総称。自分及び配偶者と直通する先祖・子孫（祖父母・父母・子・孫等）を直系、それ以外の親族（伯叔父母・兄弟姉妹等）は傍系という。また、自分より世代が上の血族・姻族（父母・伯叔父母以上）を尊属、その逆（子・甥姪）を卑属という（兄弟や従兄弟等はどちらでもない）。

生活困窮者自立支援法

生活保護に至る前の生活困窮者に対し、自立支援策の強化を図るための法（平25・2・13制定、平27・4・1施行）。福祉事務所設置自治体の必須事業として、自立相談支援事業の実施（就労、自立に関する相談支援・事業利用のためのプラン作成等）、住居確保給付金の支給（離職等で住宅を失った者に家賃相当）を義務づける。また、任意事業に、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計相談支援事業、子どもへの学習支援事業を挙げている。

生活支援員【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等が、地域における自立生活を送るための福祉サービス・苦情解決制度の利用や日常生活上の消費契約、行政手続に関する援助をする者。専門員が作成した支援計画に基づき、サービス利用に関する情報提供や助言、手続、利用料の支払等の援助を行う。身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の各設備・運営に関する基準に基づき、配置される職員も生活支援員と呼ぶ。

生存権

国民に健康で文化的な最低限度の生活を保障し、国に社会福祉、社会保障、公衆衛生の向上・増進を図る義務を課す社会権の中核となる権利（憲25条）。生存権の法的性質につき、判例はプログラム規定（国の政治的指針）説を採用する（食糧管理法違反事件、朝日訴訟、堀木訴訟）が、学説は法的権利説が通説である。

成年後見関係事件の概況

家裁の後見・保佐・補助開始及び任意後見監督人選任事件の処理状況について、年間の概況を取りまとめた資料（裁判所HP等で要確認）。2013（平成25）年度では、成年後見人等と本人との関係は、親族が全体の約42.2%（前年48.5%）で年々減少し、第三者が約57.8%で増加し、2012（平成24）年度以降は親族を上回った。内訳は子の7,594件が最多（22.8%）だが年々減少し、次いで司法書士の7,295件（21.9%）で、弁護士の5,870件（17.6%）・社会福祉士の3,332件（10.0%）が増加傾向にある。本人の男女別・年齢別割合は、全体が男4：女6で、最多の80歳以上では男が35.0%、女が63.0%を占め、次いで70歳代では男が23.6%、女が20.1%を占めている。

成年後見監督人・保佐監督人・補助監督人

それぞれ、①後見人等の事務の監督、②後見人等が欠けた場合、遅滞なくその選任を家庭裁判所に請求、③急迫の事情がある場合の必要な処分、④後見人等と被後見人等の利益が相反する行為について被後見人等を代表したり（後見の場合）、同意を与え

たり（保佐・補助の場合）することを職務とする。成年後見監督人等は、家裁がその必要を認める場合、職権又は成年被後見人等とその親族、成年後見人等の請求により選任される。通常、法定後見は家裁が直接監督し、後見人等に後見事務の報告や財産目録の提出を求め、財産状況の調査をすることができる（民863条）。

成年後見制度の利用者

2013（平成25）年12月末日時点での成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者は、合計176,564人で、前年比6.2%増である。内訳は、成年後見が143,661人で最多、保佐が22,891人、補助が8,013人、任意後見が1,999人である。

成年後見制度利用支援事業

2001（平成13）年から実施された厚生労働省の地域生活支援事業。この事業により、成年後見制度の利用促進のための広報活動や、成年後見等開始審判申立てに要する費用及び成年後見人等の報酬の一部又は全部が助成されることになった。

成年後見登記制度

成年後見の開始に伴い、後見の種別、開始の審判をした裁判所と確定年月日、後見人の氏名・住所、被後見人の氏名・生年月日・住所・本籍、保佐・補助の場合の制限行為や代理権の範囲、複数後見の有無等の登記を義務づける制度。旧制度の禁治産・準禁治産宣告を受けた者はその旨の戸籍への記載が義務づけられていたが、これにかわる公示方法として同制度が設けられた。

成年後見人

精神上的障害で事理弁識能力を欠く常況にある者を保護する者（民7～9条他、複数でも法人でも可能）。申立権者の請求により、家庭裁判所の後見開始の審判を経て、要保護者は成年被後見人となる。財産に関する法律行為は成年後見人がすべて代理し、日常生活に関する行為以外は取消せる。現実の介護行為までは職務に含まれない。

成年被後見人等の欠格事由

以下の欠格事由（民847条）の該当者は成年被後見

人等になれない（途中でなった場合、その地位を失う）。①未成年者。家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人。③破産者。被後見人等に対して訴訟をした者（含、係争中）並びにその配偶者及び直系血族。④行方の知れない者。

成年被後見人等の資格制限

被後見人や被保佐人には、他人の生命・身体・財産にかかわる高度な判断能力が要求される資格等について制限がある（被補助人にはなし）。たとえば医師、薬剤師、弁護士、行政書士、税理士、建築士等の資格や、会社役員、公務員等の地位を失い、養育里親となることができない（同居人の場合は問題ない）。さらに被後見人は印鑑登録ができなくなり、意思表示の受領能力（民98条の2）、訴訟能力（民訴31条）等がないものとされ、既存の代理権や委任契約も終了する（選挙権・被選挙権は2013〔平成25〕年7月以降、復権）。

成年被後見人等の職務の終了

①成年被後見人等の死亡又は能力回復。②成年後見人等の不正や任務に適しない事由が生じたときの解任（家庭裁判所が監督人等の請求により、又は職権で審判）、③正当な事由がある場合に、家裁の許可を得て辞任（遅滞なく、後任を請求）。職務の終了後、2ヵ月以内に管理財産の収支を計算し、相続人に引き継ぎ、その結果を家裁に報告する。

専門員【日常生活自立支援事業】

日常生活自立支援事業を職務としている社会福祉協議会の職員。認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等から相談を受けると、担当専門員が自宅や病院、施設等を訪問し、支援計画と契約書を作成する（入院・入所中でも利用可）。

専門職後見人

後見を必要とする身寄りのない者を援助するため、専門職に従事する中で培った知識や技術を買われて成年後見人等になる者。近年増加傾向にあり、一般に後見の目的が、身上監護を中心とする場合は社会福祉士・精神保健福祉士、財産管理を中心とする場合は弁護士・司法書士・税理士・行政書士が相応しい。後見制度支援信託の利用に際しては、家庭裁判

所の審理を経て専門職後見人が選任され、利用の適否を検討した上で家裁に報告書を提出し、家裁の指示書に基づき信託契約を締結する（必要なくなれば辞任）。

相続

被相続人の財産上の権利義務を、死後、相続人が包括的に承継すること。相続財産には、預貯金等の積極的財産だけでなく借金等の債務も含まれる（社会保障受給等、本人限定の一身専属権は含まれない）。相続を放棄する場合は、相続開始を知った日から3ヵ月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。相続人不明、又は不存在の際は、利害関係人や検察官の請求により家裁が相続財産管理人を選任する。

即時型（即時型）

任意後見契約の一類型で、任意後見契約の締結直後に、家庭裁判所に請求して任意後見監督人を選任し、契約を発効させるもの。契約を早期に発効できる反面、本人の状況次第では契約締結時にその内容を理解する十分な能力があったか否かが問題となる。

代理権

代理人が本人のためにすることを示し（顕名主義）、意思表示をしたり意思表示を受け取ることを代理といい、その正当な資格・権限（代理人がその権限を他人に委ねた場合は復代理）。代理人が権限の範囲内でした法律行為の効果（権利義務）は本人に帰属する。本人・代理人の死亡や委任事項の完了で消滅する。本人の意思によらず法律の規定で選任される法定代理と、本人の信任に基づき授權行為で選任される任意代理がある。

代理権自録

任意後見契約を締結する際に、代理権の範囲を定める目録。①財産の管理・保存・処分等、②金融機関との取引、③定期的な収入の受領及び費用の支払、④生活に必要な送金及び物品の購入、⑤相続、⑥保険、⑦証書等の保管及び各種手続、⑧介護契約その他福祉サービス利用契約等、⑨住居、⑩医療、⑪これらの紛争処理、⑫復代理人・事務代行者に関する事項が対象となる。

地域福祉権利擁護事業 → 日常生活自立支援事業

知的障害者の権利宣言

1971（昭和46）年に国連総会において宣言。教育、訓練、リハビリテーション及び指導を受ける権利、有意義な職業に就く権利、資格を有する後見人を与えられる権利、搾取、乱用及び虐待から保護される権利等がある。

同意権

被保佐人や被補助人が重要な財産行為等を行う際、保佐人や補助人が不利益の有無を検討し、問題がない場合に了承する権限。被保佐人の場合は民法13条で定められた行為、被補助人の場合は審判の過程で同意が必要と指定された行為について、同意を得ていない行為は取消することができる。不利益がないのに同意が得られない場合、被保佐人や被補助人の請求により、家庭裁判所が同意に代わる許可を与えることができる。

登記事項証明書

登記所で交付される登記記録の全部又は一部を証明した書面。後見登記等に関する法律に関しては、後見登記等ファイルに記録されていることを証明するもの（成年被後見人、成年後見人等の住所・氏名、成年後見人等の権限の範囲、任意後見契約の内容等）。登記されていないことの証明書は、主に成年被後見人等に該当しないことを証明する際に必要になる。

特別受益

共同相続人中に被相続人から①遺言による贈与を受けた、②婚姻や養子縁組、もしくは③生計の資本として贈与を受けた者がいる場合の規定（民903条）。相続開始時の被相続人の財産に①～③の贈与額を加えたものを相続財産とみなし、法定相続分の中から、すでに受け取った贈与額を除いた額を、その者の相続分とする。これと異なる被相続人の意思表示がなされた場合、意思が優先される。

取消権

一度は成立した法律行為を、意思表示に問題がある

こと等を理由に、最初からなかったことにする行為を取消といい、これを行行使する権限。取消権を行行使しないと、その法律行為は有効となる。

日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等、判断能力が十分でない人の地域自立生活を支えるための事業。社会福祉法によって規定された福祉サービス利用援助事業の1つで、都道府県・指定都市社会福祉協議会によって運営される。2007（平成19）年4月より、「地域福祉権利擁護事業」の名称を変更し、「日常生活自立支援事業」となった。

任意後見監督人

①任意後見人の事務を監督し、②これを家庭裁判所に定期的に報告、また、③急迫の事情がある場合、任意後見人の代理権の範囲内で必要な処分をし、④任意後見人等と本人の利益が相反する行為について本人を代表する者。任意後見受任者やその配偶者、直系血族及び兄弟姉妹は、任意後見監督人にはなれない。家裁は、任意後見監督人を通じて、任意後見契約を間接的に監督する。

任意後見契約

将来、判断能力が不十分になった際、生活や療養監護、財産管理に関する代理権を任意後見人に与える旨を事前に締結しておく契約。法務省令で定める様式の公正証書で作成し、公証人の囑託又は申請により登記がなされる。家庭裁判所が任意後見監督人を選任した時から効力が生じる。契約発効の様態により、将来型・移行型・即行型に分類できる。

任意後見契約に関する法律

任意後見契約の方式や効力、本人・任意後見人・任意後見監督人等について定めた法（平11・12・8制定）。一部改正した民法とこの法律の施行（平12・4・1）によって、裁判所の審判による①法定後見制度と、当事者間の契約による②任意後見制度からなる新しい成年後見制度が発足した。

任意後見制度

本人が契約締結能力を有している間に、将来、判断能力が低下した際に委託する自己の生活・療養看護

及び財産管理に関する事務の代理権の範囲と、任意後見人及び任意後見監督人を設定しておく制度。自己決定権を重視した制度であるため、本人の判断能力が低下しなければ発効せず、原則、法定後見に優先する。家庭裁判所が本人の利益のために特に必要と判断し、法定後見開始の審判がなされると任意後見契約は終了する。

任意後見人

任意後見契約に基づき、判断能力が不十分になった本人を保護する援助者。本人の判断能力が低下した後、本人・配偶者・4親等内の親族又は任意後見受任者によって請求がなされ、家庭裁判所が任意後見監督人を選任すると、任意後見受任者は任意後見人となり、契約が発効する。

任意代理契約

本人の信任に基づき、授権行為により代理人を選任する契約。たとえば財産管理のみを委任契約の内容とした場合、契約発効後に本人の判断能力が不十分になった際、代理行為の監督者が不在にもかかわらず契約が履行することにもなりかねないので、任意後見契約や身上監護を主体とする見守り契約との組み合わせが重要といえる。

複数後見

新しい後見制度では、複数の成年後見人の選任等が可能となり、権限の調整規定が設けられた。これにより、たとえば法律職と福祉職の後見人が事務を共同で行ったり、分掌することが可能になった。この場合、第三者が意思表示をするときは、1人に対してすればよい。

不服申立て

行政行為に対する行政上の救済制度。行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為について、これを違法又は不当であると主張する者が、その是正を求めることをいう。通常の訴訟と異なり、行政庁が審査を行う。①処分庁・不作為庁に対して直接行う異議申立て、②当該行政庁以外に対して行う審査請求、③審査請求の裁決に対して不服がある場合に行う再審査請求（個別法で認められている場合のみ可）の3種類がある。請求期間は、原則①と②が当

該事実を知った翌日から60日以内で、③が②の裁決を知った日の翌日から30日以内とされる。

不法行為

責任能力者が故意（わざと）又は過失（不注意）によって他人の権利・利益を侵害した場合は、損害を賠償する責任を負う（含、将来の給与等）。損害賠償請求権は、損害及び加害者を知った時から3年、不法行為時から20年で時効により消滅する。

扶養

親族間でなされる要保護（自活困難）者への経済的給付。夫婦相互や未成熟な子への生活保持義務の他、経済的ゆとりを前提とする直系血族・兄弟姉妹相互間の生活扶助義務がある。扶養の程度や方法は当事者間の協議を原則とし、必要な場合は申立てにより家庭裁判所が決定する。家裁は特別な事情があれば3親等内の親族間にも扶養義務を設定できる。

弁護士

基本的人権を擁護し社会正義を実現することを使命とし、法廷活動・紛争予防活動・人権擁護活動・立法や制度の運用改善に関与する活動・企業や地方公共団体等の組織内での活動等を行う者。専門職後見人としては司法書士の次に多く、2013（平成25）年度には5,870件に達した（全体では3位：前年4,613件）。

法人後見

新しい後見制度では、自然人だけでなく社会福祉法人や社会福祉協議会等の法人を後見人に選任することが可能になった。長所は、死亡等による後見人の変更等がなくなるため、安定・継続性のある後見事務が受けられる他、運用次第では被後見人の負担費用の節減も期待される。平成25年度調査では1,519件（4.6%）で、年々増加傾向にある。

法定後見制度

後見制度は、民法上の①未成年後見制度（親権者を欠くときに開始）及び②成年後見制度（要保護の程度により後見・保佐・補助を開始）と、任意後見契約に関する法律上の③任意後見制度に大別できる。いずれも事理弁識能力（判断能力）が未熟か、これ

に問題のある個人を保護するために制限行為能力者とし、援助者を選任する制度であるが、①と②は保護が開始の審判で始まり、その内容も概して固定的であるのに対し、③は当事者間の自由意思に基づく委任契約により任意になされる。こうした理由から①と②を法定後見制度と呼ぶ。

法務局

①国民の財産や身分関係を保護する登記・戸籍・国籍・供託の民事行政事務、②国の利害に関係のある訴訟活動を行う訟務事務、③国民の基本的な人権を守る人権擁護事務等を行う法務省の地方組織の1つ。全国8ブロックの地域を受けもつ法務局の下に、都道府県を受けもつ地方法務局が置かれ、その出先機関として支局と出張所がある。

法律行為

法律効果（権利義務関係の発生・変更・消滅）の発生を目的とする意思表示に基づく権利義務関係の変動を原則とする行為。意思表示通りの変動が生じる①有効な法律行為と、生じない②無効な法律行為、一応は有効だが③取消することができる法律行為が存在する。

保佐人

事理弁識能力が著しく不十分な者を保護する者（民11～14条他）。申立権者の請求により、家庭裁判所の保佐開始の審判を経て要保護者は被保佐人となる。保佐人は要保護者の重要な法律行為と家裁が認めた特定行為について、同意したり取消すことができ、要保護者が同意し、申立ての範囲内で家裁が認めた特定の法律行為を代理する。

保佐類型

成年後見制度における事理弁識能力の程度分類（中度）で、精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者（民11条）。自己の財産の管理・処分には常に援助が必要で、日常的に必要な買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産や自動車の売買・自宅の増改築・金銭の貸借等）は自分ではできないという程度の者。旧制度の準禁治産類型におおむね相当する。

補助人

事理弁識能力が不十分な者を保護する者（民15～18条他）。申立権者の請求と本人の同意により、家庭裁判所の補助開始の審判を経て要保護者は被補助人となる。補助人は、要保護者の重要な法律行為の内、本人が同意し家裁が認めた一部の特定行為について、同意したり取消すことができ、要保護者が同意し、申立ての範囲内で家裁が認めた特定の法律行為を代理する。

補助類型

成年後見制度における事理弁識能力の程度分類（軽度）で、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分である者（民15条1項）。自己の財産の管理・処分には援助が必要な場合があり、重要な財産行為は自分でできるかもしれないが、できるかどうか危惧があるので、本人の利益のためには誰かに代わってやってもらったほうがよいという程度の者。旧制度にはなかった基準。

未成年後見人

未成年者の法定代理人たる親権者の不在や不適格の際に、身上監護や財産管理を行う者で善良な管理者としての注意義務を負う。最後の親権者の遺言で指定されるが、これがない場合は親族等の請求により家庭裁判所が選任する。2012（平成24）年4月より法人や複数人の選任が可能となった。未成年後見人の事務を監督する未成年後見監督人も指定・選定できる。

民法

私人の日常生活に関する財産関係と家族関係の一般原則を定める法律（明31・7・16施行）。①権利能力平等の原則、②所有権絶対の原則、③私的自治の原則、④過失責任の原則を基本原理とし、民法総則・物権・債権・親族・相続の5編に分類して規定されている。後見制度は、民法の一部を改正する法律（平11法第149号）の施行（平12・4・1）に伴い大幅に改正された。

申立て【成年後見制度】

成年後見制度を受けるにあたり、要保護者が住民登

録している地域の家庭裁判所に対し、申立権者が開始の審判ないし任意後見監督人の選任について請求する手続。必要書類は、申立書類（申立書・申立事情説明書・財産目録・収支状況報告書・後見人等候補者事情説明書）と、本人についての書類（戸籍謄本・住民票・後見登記されていないことの証明書・成年後見用の診断書）となる。審判の申立権者は、①本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、他の類型の法定後見人・監督人、②任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人、③市町村長（福祉を図るため特に必要があると認めるとき）となっている。

申立ての概況

2013（平成25）年度成年後見関係事件の概況では、

申立件数は全体で34,548件、うち後見28,040件、保佐4,510件、補助1,282件、任意後見716件で年々、増加傾向にあったが、後見が前年比約1.5%減少したことで全体も約0.4%減に転じた。終局事件34,105中、94.6%が認容となっており、審理期間は2ヵ月以内が全体の約77.8%、4ヵ月以内が約94.8%で長らく続いた短縮傾向が転じ、前年よりも若干長期化した。申立人と本人との関係は、子が全体の約34.7%で最多、次いで市区町村長が約14.7%で、ついに兄弟姉妹（約13.7%）や、その他の親族（約13.4%）を上回った。申立ての動機は、預貯金等の管理・解約（28,108件）、次いで介護保険契約（12,162件）、身上監護（7,997件）である。

権利擁護と成年後見制度

問題 77 次のうち、日本国憲法における社会権として、正しいものを2つ選びなさい。

- 1 財産権
- 2 肖像権
- 3 教育を受ける権利
- 4 団体交渉権
- 5 自己決定権

問題 78 事例を読んで、Hの相続における法定相続分に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

[事例]

Hは、多額の財産を遺して死亡した。Hの相続人は、配偶者J、子のK・L・M、Hよりも先に死亡した子Aの子(Hの孫)であるB・Cの計6人である。なお、Lは養子であり、Mは非嫡出子である。Hは生前にMを認知している。

- 1 配偶者Jの法定相続分は3分の1である。
- 2 子Kの法定相続分は6分の1である。
- 3 養子Lの法定相続分は7分の1である。
- 4 非嫡出子Mの法定相続分は8分の1である。
- 5 孫Bの法定相続分は7分の1である。

問題 79 遺言に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

- 1 成年被後見人は、事理弁識能力が一時回復した時であっても遺言をすることができない。
- 2 自筆証書遺言を発見した相続人は、家庭裁判所の検認を請求しなければならない。
- 3 公正証書によって遺言をするには、遺言者がその全文を自書しなければならない。
- 4 自筆証書によって遺言をするには、証人2人以上の立会いがなければならない。
- 5 遺言に相続人の遺留分を侵害する内容がある場合は、その相続人の請求によって遺言自体が無効となる。

問題 80 事例を読んで、Dさんについての後見開始の審判をEさんが申し立てた主な理由として、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

Dさん(80歳)は、子のEさんが所有する建物に居住していたが、認知症のため、現在は指定介護老人福祉施設に入所している。Dさんの年金だけでは施設利用料の支払いが不足するので、不足分はEさんの預金口座から引き落とされている。施設で安定した生活を営んでいるものの医師からは白内障の手術を勧められている。近時、Dさんの弟であるFさんが多額の財産を遺して亡くなり、Dさんは、Dさんの他の兄弟とともにFさんの財産を相続することとなった。Eさんは、家庭裁判所に対しDさんについて後見を開始する旨の審判を申し立てた。

- 1 Dさんの手術についての同意
- 2 Dさんが入所する指定介護老人福祉施設との入所契約の解約
- 3 Dさんが参加するFさんについての遺産分割協議
- 4 Dさんが入所前に居住していたEさん所有の建物の売却
- 5 Dさんの利用料不足分を支払っているEさんの預金の払戻し

問題 81 事例を読んで、Gさんの成年後見監督人に関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

〔事例〕

知的障害のあるGさん(30歳)は、兄であるHさんが成年後見人に選任され支援を受けていた。しかし、数年後にGさんとHさんの関係が悪化したため、成年後見監督人が選任されることとなった。

- 1 Gさんは、成年後見監督人の選任請求を家庭裁判所に行うことができない。
- 2 Hさんの妻は、Hさんの成年後見監督人になることができる。
- 3 GさんとHさんに利益相反関係が生じた際、成年後見監督人はGさんを代理することができない。
- 4 成年後見監督人は、Hさんが成年後見人を辞任した場合、成年後見人を引き継がなければならない。
- 5 成年後見監督人は、GさんとHさんの関係がさらに悪化し、Hさんが後見業務を放置した場合、Hさんの解任請求を家庭裁判所に行うことができる。

問題 82 次のうち、「成年後見関係事件の概況(令和4年1月～12月)」(最高裁判所事務総局家庭局)に示された「成年後見人等」に選任された最も多い者として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 親族
- 2 弁護士
- 3 司法書士
- 4 社会福祉士
- 5 市民後見人

(注) 「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人及び補助人のことである。

問題 83 成年被後見人 J さんへの成年後見人による意思決定支援に関する次の記述のうち、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に沿った支援として、最も適切なものを 1 つ選びなさい。

- 1 J さんには意思決定能力がないものとして支援を行う。
- 2 J さんが自ら意思決定できるよう、実行可能なあらゆる支援を行う。
- 3 一見して不合理に見える意思決定を J さんが行っていた場合には、意思決定能力がないものとみなして支援を行う。
- 4 本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合にも、J さんにより表明された意思があればそのとおり行動する。
- 5 やむを得ず J さんの代行決定を行う場合には、成年後見人にとっての最善の利益に基づく方針を採る。

(注) 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」とは、2020 年(令和 2 年)に、最高裁判所、厚生労働省等により構成される意思決定支援ワーキング・グループが策定したものである。